

職工身體検査表

氏名				検査	
出生	明治	年	月	日	成績要項
病歴				成績	
身長		色	盲		腹部
胸圍		眼	病		鼠蹊
體重		聽力	左右		姪
營養		耳	病		月
言知	語能	鼻	咽喉		骨節
顔貌		口	舌齒		關節
血色		頸	腺		畸形
皮膚	膚	胸	廓		下腿
文癢	身痕	脊	柱		扁平
皮下脂肪		乳	房		腱反
筋肉		腋	窩腺		尿
毛髮爪		腋	臭		尿中
脈搏		氣	管枝		尿中
體溫		肺	肋膜		種
視力	左右	心	臟血管		

(疾病摘要)

て、業務の養成を受けるのである。

次に、参考の爲めに、同工場に於ける、

名簿カード

を示す事としやう。

(千九百二十二年十月)

三、採用職工の新入式

一、新入宣誓式

一、其必要

新入式と云ふのは、新たに募集して来て、工場に使用する事に決した、男職工、女職工を、或る一定の場所に集めて、重役、支配人、工場長、若しくは工務長、工務主任、人事課長、採用係主任、養成係主任、寄宿舎々監等の職員參列の上、相當の形式作法に依つて、會社の職工に對する、施設、方針、職工の心得等に就て、訓示を與へる、例之は『學校の入學宣誓式』とも云ふべき性質のものである。

此事は未だ一般には行はれぬけれど、これを行ひつゝ、ある工場の成績に依つて見る時は、頗る大なる効力のあるものである事を認め得らるゝのである。今左に其一斑を列記

して見ると、

- 1 新入者の會社に對する誤解、疑懼の念を除去し得る事。
 - 2 誓約履行の先入心を抱かしめ得べき事。
 - 3 工場の職員と工手とを親近せしむるに速なる事。
 - 4 新入者の將來に對する勤務、行爲に正確なる定規を與へ得る事。
- 等であるが、中にも第二の、契約履行の念を附與し得るの一事は、此の新入式に於ける最も大なる利益であつて、此一事だけでも、此式を行ふの價値は十分である。
- 一體、從來の工場で新入工を採用する場合には、被雇者から會社へ

契約書

なるものを差出さしめて、勤務年限、服務規定などを、必ず履行すべき事を誓はしめるのである。然るに此契約書なるものは、教育程度低く、義務の觀念の不完全なる者には何の効力にもなり得ないのである。故にこれ等の書類の、彼等を制裁し得、約束の履行を要求し得る力は、殆ど零であつて、大抵は反古同然の空文に過ぎぬのである。

故に今日の如き工手に對しては、法律的の文章や書類よりは、其情に訴へ、其先入的義務心を養ひ得る處の、儀式的宣誓式の方が、遙かに大なる効力があらうと思はれるのである。

これ第一に吾人が此新入式を、一般工場に懲懲する所以であるのである。更に、第一、第三、第四の諸項に就ても、此機會を以て、充分に善良な先入を興へて置けば、後日も養成訓示などが、大いに其効力を増すものであらうと信ずる。故に、彼の新入工養成の特別機關を有せる工場に於ても、亦た此式を執行さる、事は確かに必要と信するのである。

二、其時期

新入者が入社する毎に、此式を舉行して居ては、随分時によつては、毎日執行せなければならぬ様な事もあらう。

さればと云つて、K社のM I工場の如く、一ヶ月一回位では、其式が濟んだ後に入社した人は、約一ヶ月も經過してから、始めて此式に列する事になり其間には、他の同僚から種々の悪しき先入を興へられて、折角の舉式が効力を奏さない事になるのである。故に出來得る限り其期間を短くして、少くも一ヶ月に二回、多ければ一ヶ月四回位は執行するの必要があらう。

新入者は五人でも十人でもよろしい、又た百人でも二百でもかまふまいと思ふ。

福紡の各工場では、満期賞授與式と同時に同席で執行する事となつて居るがこれも一種の方法であらう。

三、舉式の順序

- 一 式は可成簡略して、長時間を費す事に依りて、參列者に惰氣を生じ、爲めに式の神聖を損し、其効果を減殺するが如き事無からしむる事。
- 一 參列者の席は可成く腰掛けとなし、身體の安樂を計る事。
- 一 工務、人事、寄宿、世話係等の諸員は可成全員參列すべき事。

- 一 參列者中、私語、談笑、傍視、居睡り等を爲す者は、式場の神聖を保つ爲に、假借なく退場せしむべき事。
- 一 男工に對する式は、女工とは別にこれを行ひ、必ず同席に於て行はざる様せざるべからざる事。
- 一 男工の新入式は、工務長より工手規則を讀み聞かせ、宣誓簿へ記名捺印せしむる位にて可ならんか。
- 一 男女工共、擧式の最初に『君ヶ代』を拜唱し教育勅語、成申詔書を捧讀せば更に式の威嚴を増し、其効力を強め得べし。

五、新入式に於ける訓示の要領

- 一 工務長の訓示としては、別紙『初勤女工心得書』中の一般の心得を敷衍して訓示せらるべき事。
- 一 工務員の訓示は、同上『工場に於ける心得』を敷衍して演說せらるべき事。

- 一 舎監の訓示としては、同上『寄宿舎に於ける心得』を敷衍さるべき事。
- 一 通勤者に對しては、別に同上『通勤者の心得』を人事課より敷衍通達すべき事。

以 上

であつて、要は始めて入社した者に、

工場が如何に職工を大切に、又た親切に待遇するか、

と云ふ事を知らしめて、

安心を與へる

にあるので、同時に又た、彼等自身に、

今後如何にして此の工場に勤務すべきか

と云ふ事を教わるのである。

故に、此の訓示には、出来るだけ平易な言葉を用ゐて、彼等職工をして、十分に其訓示の意味を、

了解せしめ

なくてはならぬのである。

(千九百十二年五月)

四、新入工待遇法の模範

はしがき

モウお盆も過ぎたから、八十八夜前後に歸郷した歸省女工が、やがてポツ／＼復歸して來るので、それに伴はれたり、若しくは常置募集人の手から送られたりして、新たに入社する女工も少なくないから、此の際新入女工に對する方法を講究すると云ふ事も、決して無用の事ではあるまいと思ふから、左に近く見聞した、モス綸、日本紡の兩社に於ける、二つの模範的方法に就て、少しく記述して見やうと思ふ。

一、モス綸の日常費補給

茲に日常費と云ふのは、女工が工場生活をするにつけて、日々に入用な物品を買ふために費す處の、是非なくてはならぬ費用である。

此の費用が、いくら要るものであるかと云ふことに付ては、正確な調査の遂げられてある工場は殆ど稀であつて、大抵は大方足りるだらう位なことで、新入者の日給を定めて居る如き現状であつて、毫もかう云ふ點に注意が届いて居らぬと云ふことは、常に吾人の遺憾に堪へない次第である。

いつも吾人の云ふ所であるが、新入女工の途中退社して、折角志を立て、遙々都會の工場へ來ながら、まだ其仕事をも覺へない内に里心を起して故郷へ恥を忍ぶと云ふ如きものの數多く出來て、會社は高い募集費を出して募入した人員の三分の一若くは其半數までを之れがために無くして仕舞ふと云ふ如き、重大な損失を免かるゝ事の出來ない其の原因は、或は生活の激變、仕事の習得難、又た病氣等にも因るのであることは勿論であるが、此の

新入當時の日常費の不足

と云ふことも、彼等をして思惑違ひの感を抱かしめ、前途を悲觀せしむることになつて、彼等をして俄かに里心を起さしむる輕からぬ原因となつて居るのであると思ふ。

云ふまでもなく彼等は募集人の甘言を聞き古參女工の誇張的言を信じて、會社へ行きさへすれば、直に澤山の金が儲かるものゝ如く信じて來るのである。

然るに事實は、想像に反して、其日其日の費用にも足りないこと云ふ如き有様では、彼等が、思惑違ひの感を抱き、前途を悲觀するのは、當然の事で、爲めに如何に係員や古參の女工が、其の前途には光明のあることを云ひ聞かせても、之を信ずることが出來ずして、悲觀の結果、望郷病にかゝるに至るは無理からぬ次第であるのである。

と云つたからとて、彼等の夢の如き望みを充たしてやると云ふことも、もとより出來得べき筈がないから、會社は彼等が一通り仕事を覺へて、自分の腕前によつて相當な金儲をするまでは、一定の手當を給して之を養成しなければならぬ。

けれども少なくとも其手當が、彼等の日常の費用を償ひ得るだけの程度には、仕て置かなかつたならば前に云ふ如き理由で折角の高い募集費と少からぬ苦心とを費して、募入して來た女工を引止めることが出來ずして、虻蜂取らずにして仕舞はなければならぬのである。

然るに現今の大抵の工場では、かう云ふ點には少しの注意もなく、物の安かつた五六年前と同じ程の安い手當で、新人女工を採用養成して、少しも彼等の不平絶望の聲に注意されぬと云ふことは、局外者たる吾人の目から見ても、頗る奇怪なこと、思はれるのである。

吾人は過日帝國製麻大阪工場に於て調査せられた、新人女工一ヶ月間の必要費目なるものを拜見して、割合に多くの要用を要することを知り、夫れに對して現今一般の新人女工の手當の甚だ薄いことを感じた。

即ち

新人女工一ヶ月間必要費調査表

品名	數量	單價	金額	備考
銀出シ油	二個	二錢	四錢	
元結	四把	一錢	四錢	
香油	一瓶	八錢	八錢	

丈長	十枚	五厘	五錢	
糊代	一	六錢	六錢	衣服洗濯用
齒磨	二袋	一錢五厘	三錢	
揚枝	一本	五厘	五厘	
石鹼	一個	五錢	五錢	
洗濯石鹼	三本	三錢	九錢	
塵紙	三帳	三錢	九錢	
足袋	一足	十八錢	十八錢	
下駄齒入	四回	三錢	十二錢	
手拭	一本	六錢五厘	六錢五厘	
箸	一膳	二錢五厘	二錢五厘	
鋏	一挺	五錢五厘	五錢五厘	
前掛	一枚	十五錢	五錢	三ヶ月に使用す

下駄	一	足	廿四錢	十二錢	二ヶ月に使用する
工場服	一	着	一圓廿錢	廿錢	六ヶ月に使用する
合計			一圓三十五錢		

と云ふのであるが、此の工場に於ては、濕紡部と稱して不斷湯を使用する場所があるから、下駄の如きものが必要なので、此の點は一般に適用することが出来ないし、尙ほ此の調査表は髪を舊式の髷に結ぶこととして計算してあるけれども、是れは必要のないことであるから、吾人は左に一般に適用して大差ないと信ずる費用表を示さふ。

新入女工一ヶ月間必要費用表

品名	數量	單價	金額	備考
香油	一	瓶 十錢	十錢	
リボン	一	筋 十錢	十錢	
糊代	一	箱 六錢	六錢	
齒磨	一	箱 四錢	四錢	

楊枝	一	本	五錢	五錢
石鹼	一	個	五錢	五錢
洗濯石鹼	二	本	三錢	六錢
塵紙	三	帳	三錢	九錢
足袋	一	足	十八錢	十八錢
手拭	一	本	六錢五厘	六錢五厘
縫糸	二	綫	一錢	二錢
縫針	一	挺	一錢	一錢
鉄帳	一	冊	五錢五厘	五錢五厘
通帳	一	冊	五錢	五錢
手筭	一	本	二錢	二錢
前掛	一	枚	二十錢	二十錢
草履	一	足	十五錢	十五錢

工場服 一 着 一圓廿錢 廿 錢 六ヶ月使用
 合計 一圓五十錢

となるのである。

然るに現今の新入女工の最低賃銀を十六錢として一ヶ月に労働する日数を二十五日と定め(休日四日一日若くは一日は病氣欠勤と見做して)計算すると女工の所得額は金四圓となる。

此の内から食費の二圓七十錢を差引くと、残額は一圓三十錢となつて、即ち前表に於て五錢の不足、後表に於て二十錢の不足となる譯である。

見る可し、新入女工の待遇法が其當を得ずして、彼等は其の日常生活に必要な物資をだも満足に買ひ得ない程度に捨て置かれつゝある有様であるのである。

かう云ふ中には、前の二つの計算は實際に適しないものであつて、現に石鹼の如き若くは齒磨の如きものは、一ヶ月に一個は必ず要ると云ふ譯ではなからふと云はるゝ人もあるかも知れないが、成程理屈上から云へば一ヶ月限で無くならないものも其中には

いくらもある、けれども石鹼を半分賣るとか、齒磨を半袋賣るとか、六錢五厘の手拭を二ヶ月の月賦拂で賣て呉れると云ふ如きことでもなかつた日には、彼等が初まりの一ヶ月に要する費用は寧ろ此處に書いたものよりは、更に多くを要するのであらふ。

最も彼等が郷里から持つて來た金も、當分はあらうけれども、夫れは極めて些かのもので、彼等の郷里に出す郵便切手代位にしか足りないであらふ。

又た、さう云ふ金を足さなければ生活費が足りないと云ふ如きことでは、彼等に前途を悲觀せしむる念を抱かしめることは同じことである。

かういふ風に、新入當時の女工が得る手當は、其日常の費用にも足りないといふ如きことでは、彼の生活法の激變及び仕事の習得難と共に、彼等を悲觀せしめて、折角志を立て、工場に這入り乍ら、まだ金儲をする程度にまで行かぬ、一ヶ月か二ヶ月位で、早くも其志を挫折して退去するものゝ、多く出来ることは、已を得ない事柄であるのである。

されば賢明なる工場當事者たるものは、此點に注意を拂つて、新入者の手當を、せめ

て日常費を償い得る程度にまで高めるか、或は他に何等かの補給の途を設けるかして、彼等をして必要なものだけを不足なく得させるやうにして、彼等の悲觀を防がねばならぬと思ふのである。

是れ永續策の第一歩であつて、且つは高い募集費と、多大なる苦心とを拂つて、辛ふじて得た處の貴重な勞力を利用する處の、最も肝要な方法であつて、工場當事者として必ず力を注がなければならぬ、重要な事項であると吾人は信するのである。

然るに吾人の知る限に於て、此點に意を注いで相當な施設を仕て居る如き工場は甚だ稀であつて、唯一の毛斯綸紡織會社に於て、そが實例を見得たのみであるのは吾人の大いに遺憾とする次第である。

毛斯綸紡織に於ける實例は、左の四項から成立つて居る。

- A、旅費辨償の軽減
- B、小使錢の補給
- C、受負工編入の當時の祝儀

D、工程上の保護

是の内Aの旅費辨償の軽減と云ふのは、同社に於ては、女工が郷里から出て同社にまで來る際の費用は、是を立替金として一時彼等に貸與し、月々是を月賦で辨償せしむることになつて居るのであるが、新入當時に於ては所得額も少なく、其日常の費用にさへ差支へることであるから、是を否應なしに取立てると云ふことは随分無理なことである。

されば同社に於ては、初まりの一ヶ月間は全く辨金せしめないで置いて、二ヶ月目から初めて二十五錢を返納せしめ、三四の二ヶ月は三拾錢づゝとし、五ヶ月目から、漸く五十錢づゝ返納せしむることに仕てあるのである。

是れは、慥に必要な注意であつて、彼の収入の如何に拘らず、立替金若くは前借金の幾割宛かを、其月から取立てると云ふ如きことは、決して新しい女工を引止め得る途ではないと、吾人は考へるのである。

Bの小使の補給と云ふのは、前に云つた如き、日常の費用の不足を補ふ方法として、手當金を増額すると云ふことは、他の權衡上出來難いことであるから、同社に於ては目

下の諸物價に照して、日常費の額を精細に調査して、月額二十錢内外の不足を認めたら、當分の間、其不足額だけを補給することに定めて、總ての新入女工には、それが仕事を相當に習ふて、受負女工になるまでの間、月額金二十錢宛の補助金を與へることに定められたのである。

Cの受負の祝儀と云ふのは、養成女工が一人前の技倆になつて指導係りの手を離れ受負女工として紡機の一部なり、織機の一部なりを受持つことになつたときに、同社からその祝儀として金五十錢を贈與することとなつて居るのである。

Dの工程上の保護と云ふのは、彼の始めて受負になつた、まだ腕の若い女工に對して所得額を相當な高に上らしめて遣るやうに計つて設けられた方法であつて、

- 一、新受負工は可成善良なる機械に配置すること
- 二、新受負工の織機に限り、最も織り良き品物を掛けしめること
- 三、新受負工に限り、半年間其織上高が一定數以上に達したる場合には、其の過剰の織上高に對しては普通工賃の二倍に相當する賃錢を支拂ふ事

と云ふので、仕事の上にも於ても可成容易に金儲が出来るやうに、仕向けられてあるのである。

毛斯綸紡織に於ける新入者の經濟的保護は、上記の如く頗る用意周到であつて、彼等が物資の欠乏の爲めに、悲觀の念を起さないやうに、營利會社として出來得る限りの途を講せられつゝ、あるのである。

同社が職工優待法に就て、模範の間へ高きことは、今更云ふまでもないことであるけれども、就中此の方法の如きは、最も有効な優待法であり、且つ會社に採ても利益の方法であると、信するから、吾人はかう云ふことの一一般工場に普及せられんことを切望する次第である。

二、大日本紡績に於ける善先入

善先入と云ふのは、新しく入つた女工に對して、善き先入的思想を與へて、彼等が是れによつて、永く其工場に勤めて居る間、善良な方面に向つて進んで行くやうにする、

其の基本的觀念は注入である。

先入主となる

と云ふことは、争ふ可らざる事實であつて、殊に智識の低度低く、事物に對する研究心の薄い婦女子の如きには、先入心に支配されると云ふことが最もほげしいものである。されば新しい女工が、入社した當時に於て注意して彼等に善き先入を與へて置くこと、彼等は其の先人の思想に支配されて後々までも永く比較的善い思想を持続するものであることは、經驗ある工場當事者の誰れしもが首肯せらるゝ處の事柄であらふと信ずる。反之、新入女工の入社當時に於て面白からぬ先入を與へて置いたならば、後日に至りて如何に苦心をして彼等を善良な途に導かふとしても、容易に其目的を達する事が出来難いのである。

然るに現今の工場當事者中、よく此點に注意して、出来るだけ善き先入を與へやうとして力めて居らるゝ人は、甚だ稀であるやうである、是れ亦吾人の常に遺憾とする處であつた。

さすがは、斯道の大家たる日本紡績の内山氏は夙に此點に注意して種々是に關する用意をして居らるゝのである。

吾人は其の幾つもの方法の中から、最も有効と認める二つの實例を借用して來て、左に其の概略を語ふと思ふ。

夫れは、

- 一 送金に對する先入
 - 二 學事に對する先入
- の二つである。

此内一の送金に對する先入と云ふのは、云ふまでもなく彼等が郷里を出て、山河百里を距てた他國の工場に來て勞働すると云ふことは、其の目的は金儲けと、而して夫れを成る可く多く實家へ送付すると云ふことにあるのである。

處が彼等が都會の地に來て、五六ヶ月乃至一年も立つと、いつの間にか都會の惡風に

感染して、勤儉送金の美はしい念を、だん／＼亡失して、虚飾や、口腹の爲めに貴重な勞銀を徒費して仕舞ふやうになつて彼の初まりの目的を、存するものに至つては、僅に百人の内の數人に過ぎないと云ふ一般の状態であるのである。

於是か、各工場では、送金の奨励と云ふことに就て、種々の工夫を回らし、或は懸賞的に、或は強制的に之を勵行せしめやうとするのであるけれども、一旦惡風に染みた彼等は仲々夫れに服従しないので、いつも何れの工場でも夫れ等の方法が、充分の効を奏せないのである。

日本紡績に於ては、是れを勵行するには、入社當時に於て、善き先入を與へて置くことが最も効力ある方法であると云ふことを心付かれて、一年程以前から新入女工に、之れを實行することにせられたのであるが、今日に於て已に驚くべき好成績を表はして來たと云ふことである。

それに新入女工を採用する時に、次の如き送金心覺へを交付して、而して懇々と彼等の來社した目的が金儲にあるのであるから、其の目的をいつでも忘れないやうに、よく

勤め、冗費を省いて、可成多くの金を國許に送らなければならぬと云ふことを、説訓するのである。

表面二ツ折の表

縣	郡	村大字
工場	組	第
		號室
送金ころおほに		

裏の折ッ二面裏

ゑろゝこ

- 勘定ヲ受取タキハ多少ニ拘ハラズ必國許ニ送金スルカ又ハ貯金セネ
バナリマセン且月ニ二三回ハ親元へ手紙ヲ出シテ安否ヲオ尋ネナサ
イ
- 冗費ハ身ヲ害フ本デスカラ必要ノ物ノ外ハ決シテ買フテハナリマセ
ン
- 衣服ハ凡テ清潔ヲ旨トシ華奢ノ風ヲセヌ様ニシナサイ
- 人ニ逢フタ時ハ必叮嚀ニ挨拶ヲシ又目上ノ人ノ言ヒ付ニハヨク従ハ
ネバナリマセン
- 病氣ノ時ハ必醫師ノ診察ヲ受ケ決シテ身体ニ無理ヲシテハナリマセ
ン
- 工場ニテハ明暗ナク叮嚀ニ仕事ヲシテ良系ヲ製スル様ニセネバナリ
マセン
- 役員舎監ハ皆サンノ父母ニ代リテ何事モ出來ル丈ケ世話シテアゲマ
スカラ寄宿ハ皆サンノ家ト思フテ安心シテ勤ニ精ヲ出シナサイ

分部一の折ッ二面内

日 月 金	日 月 金	日 月 金	日 月 金	月 日 金
				額 番 號
				取 扱 者 印
				月 日 金
				額 番 號
				取 扱 者 印

此の書附を受取り、而して係員の訓示を聞いた新入女工は、正直な、まだ人慣れない小さき胸に、深く送金をなすべき決心を堅めて、善良な先入を深く心中に採入れるから夫れが永く効力を有して、後日に送金を奨励する場合に非常な力を貽すのである。

是れは心理上から考へても慥に有効なことであると考へらるゝから、吾人は一般工場に於て、かう云ふ方法の實行されんことを望むのである。

二に學事に對する先入と云ふのは、寄宿舎の内の一室に、學藝品展覽會場を設けて、夫れへ、附屬夜學校に於ける成績品の各種を陳列して置いて、新入女工は必ず一度づゝ、是と學校とを見せしめて、此の寄宿には、かう云ふ學校の設備があつて、誰れでも入學して、學ぶことが出來て、而して二年なり三年なり學んだものは、かう云ふ風に字を書け、縫針も出來るやうになるのであるから、可成學校へ入つて、大切の修業年齢を空費せないやうに心掛けねばならぬと云ふことを懇々説訓するのである。

是れ亦た、唯だ漠然と入學の奨励するよりは、此の先入の力が加はるから、入學者も頗る多く、亦入學してから後も、比較的永く持續して通學するさうである。

吾人は是の方法も亦頗る善い方法であるから、是非共彼の勉學者に賞品を授與する方法と共に並行せしめて、彼等の業餘の修學を奨め、以て事業の爲めに最も大切な修養の時期を犠牲にして終生の不幸を招かしめないうやうに計らねばならぬと思ふ。

要するに先入と云ふことは、彼等の思想を支配すること頗る強く、是れを善用したならば、他の方法では到底得られない程の好結果を容易に得ることが出來る程のものであるから、工場當事者なるものは、是に就て常に周到なる注意を拂つて貰いたいと思ふのである。

(千九百二十二年八月)

第 三 章
新 採 用 者 心 得 書

一、新入職工に配與する心得書

一、一般の條件

新入式に參列した女工に對しては、上記の訓示を與ふると同時に、これを記載した、

『職工心得書』

を印刷し置き、これを一冊づゝ配與して、爾後の勤務行爲の規定となさしめる事が必要である。

これに就ての條件は左の如くである。

- 一 入社式に參列したる新入職工には、別紙職工心得書を印刷したるもの一通宛を渡すべき事。
- 一 該印刷物は、總傍訓附とし、文字の誤植なき様充分嚴密に校正する事。

第參章 採用せる新女工に與ふべき心得書

- 一 該印刷物の裏面には、工手規則抜萃を朱刷りに仕置くべき事。
- 一 該印刷物の一部に、職工の姓名を記入し常に保存せしむべき事。
- 一 工場の重立ちたる職員の肖像を、寫真版として印刷添附する事。

二、其 文 案(草稿)

第壹 一般の心得

- 一 紡績の仕事は、經驗の無い人には随分辛い事もあり、又た夜業もありますから、最初の内は中々難儀でせうけれど、慣れれば何でもなく成りまして、樂に勤まる様になりますから、決して心配しないで始めの辛抱が肝要であります。
- 一 給料は最初見習の中は日給でありますけれど、少し慣れれば受負になりました追々熟練して來るに随つて、収入額も多くなり、一日五六拾錢位の金儲けは樂に出來ますから、何でも精出して勉強する事が大切であります。
- 一 定めめの給料の外に、六ヶ月の間缺勤せずに勉強した人には、皆勤賞與を進げま

すし、其他製額賞與、臨時賞與等もあります。又た契約年限の二ヶ年を無事に勤め上げた方には、唯今見られた通り、滿期賞が貰へますし、其他勤績賞、特別慰勞扶助金等、給料以外に澤山の収入があつて、年數を重ねるに随つて、一廉の畜財を仕て、錦を飾つて故郷へ歸る事が出來ます。

- 一 凡そ勞働には、身体の健康な事が第一の資本でありまして、殊に貴女方の様に故郷を遠く離れて來て居なさる方々は、何よりも身体を大切に、病氣に罹らない様にし、父母に心配を懸けない様にせねばなりません。病氣は大低食物から起るものですから、過食や、買食などせぬ様にし、若し身体の工合の悪い時には、直ぐに病院のお醫者に診察をして貰つて出來る丈け速かに手當をせねばなりません。病の重くなるのは、多く手遅れになる爲めでありまして、よく心得ねばなりません。

- 一 貴女方が遙々故國を出て此工場へお出でなされたのは、お金を儲ける爲め、即ち金儲けと云ふ事が第一の目的でありますから。常に此事を忘れぬ様に心懸け

て、質素節儉と云ふ事を守り、儲けたお金は可成貯金して置いて纏めて故郷の父母へ送るやうに仕なければなりません。

一 貴女方の出世を妨げる障害物は、一徒費ひ、二他人に欺かれる事、三品行をくづす事の三つであります、此三つの事は平生心に確と思ひ定めて注意せねばなりません。殊に女子は品行を正しくすると云ふ事が、一番大切でありますから決して他人の口端にかゝるやうな行ひを仕てはなりません。

一 病氣に罹つたり、負傷を仕たりした人は、會社常備のお醫者が叮嚀に診察して投藥治療を致します。又た少し重い病氣の方は設備の行届いた病室に入れ、看護婦が附添ふて親切に看護し、尙ほ病中は相當の手當金を進げ、其上病氣療養の爲め國許へ歸りたい人には旅費、慰藉金を進げて安全に歸郷の出来るやうに致しますから、充分安心して御勉強なさい。

一 以上の如く會社は貴女方の爲めに、幸福な様に、安心して働く事の出来るやうにと、充分注意して居るのでありますから、會社へ入りなされた上は、何事も

獨りで心配せずに係の人々や、世話係の姉さんを信頼して、よく其命令を守り又た身の上の事は打明けて相談して、何時までも初め故國を出た時の目的を忘れないやうにして、身体を大切に、品行を慎しみ、よく勉強して儲けたお金を貯蓄し、立派に成効して錦を着て故郷へ歸る事を心懸けて貰はねばなりません

第二 工場に於ける心得

一 工場に於ては、上役の方には相當の敬意を表し、又た女工達お互の間は親睦を旨として、業務に勉強せねばなりません。

一 機械は會社の最も大切な財産でありますから、其取扱方に充分注意し、決してぞんざいな扱ひ方を仕てはなりません。

一 綿、糸、糸屑などは、皆高いお金を出して外國から買ひ取つた物でありますから、これを粗末にするのは、恰も國の寶を破り捨てると同じ事で甚だしい不忠不愛國の事になります、故にこれ等の物は假令一塊の綿一筋の糸屑と雖も、各自の金銭と同じ様に、大切にせねばなりません。

- 一 製絲の良否は、會社の信用上、利益上、に大なる關係のある事でありますから各自受持ちの仕事は克く注意して上役の人の命令に背かぬ様、出来る限り善良な製絲を製造する事を心懸けて下さい。
- 一 毎日終業に際しては、各自の受持機械や場所を丁寧に掃除し、諸品を整頓し、必ず交代の人に引繼いで退場して下さい。
- 一 就業中に許可を得ずして出門するは勿論、漫りに受持ち場所を離れ他人の仕事に差間を出來さしたり、邪魔を仕たりしてはなりません。
- 一 終業の際着衣と頭髮に附いた綿をよくはらい、それを場外へ其ま、附けて出たり、又は工場の中で荒々しく拂ふて、製品や仕かけものに附かしてはなりません。
- 一 作業衣は可成筒袖の物を着て草履又は雪駄を穿いて下さい、喫煙は必ず休憩室に於てこれを爲し、工場内は勿論工場外にても、決して喫煙してはなりません。其他燐寸及び發火し易い物品を持つて工場内に入つてはなりません。

一 工場内に時々掲示する事は、必ず固く守らねばなりません。

第三 寄宿舎に於ける心得

- 一 寄宿舎に入られた人は、皆な親子姉妹となつた譯ですから、お互に仲よくして楽しく暮し、皆が助け合ひ、注意し合ふて、立派な人とならねばなりません。若し心配な事や、意に満たぬ事がありましたなら、決して遠慮をせず、世話係や係員に相談して下さい、世話係や係員は、何處までも眞の親姉妹の心で、お世話いたします。
- 一 言葉遣ひや起居進退に能く氣を付け、聞き苦しい歌を唱つたり、女子らしからぬ粗暴な行ひをしてはなりません。
- 一 平常髪形ちに注意して、亂れた髪や、細帯姿を他人に見せぬ様にし、質素の中にも正しい風采をし、粗末なりとも垢付かぬ衣服を着る様に心懸けるが、女子のたしなみであります。

一 月々の所得金は、皆さんの手許にあるご心配ですから直ぐに貯金するか、國元

へ送りなさい、お金を預つたり、又た送るお世話は、寄宿の事務所で係員が親切に取扱ひ、爲替料、書留料等一切會社から支辨して進げますから、遠慮なく世話係まで金を出して頼みなさい、又た貯金には通帳を渡し、利子を付けて、其上入用の時には何時でも出して渡します。

一 寄宿舎の中の賣店は、皆様の便利の爲めに入用の物品を選んで、安く賣つて居るので、買物は可成其所でなさい。又た成るべく儉約をして、着物は木綿物、下駄はちきばきを用ゐ、其他何でも金のかゝらぬ様に氣を付け、お金儲けの爲めに稼ぎに来て居るのであると云ふ事を、何時も忘れぬ様に氣を付けるのが肝要であります。

一 如何に困つても他人から借金をしたり、社外の店で掛け買ひなどを仕てはなりません。借金は皆さんの立身出世を妨げ、皆さんの身を誤らせる恐い事ですから、若しお金が無くて困る場合には世話係か係員に相談なさい。

一 女子の外出と云ふ事は、徒費、不品行の基となる場合が多い故可成外出を慎み

是非ない用事で外出しても、直ぐに歸る様に仕て、他人に誘はれても悪い場所に行つたり、無暗に買喰ひなどを仕てはなりません。

一 工場の附近には、兎もすると善からぬ男などが居つて、貴女方の身を過らせ、自分の慾を満たさうとして、恐い牙を磨いて居るのでありますから、工場の内外に拘らず、他人の口車に乗つたり、男の對手になつたり、仕てはなりません。

これは吳々も戒むべき大事であります。

一 寄宿の食堂で進げる食物は、其材料を精選してありますから、これ丈けを食べ居たならば決して間違はありませんけれど、社外へ出て種々なものを買食するのは、甚だ危険であります。病氣は大底飲食から起ると云ふ事を常に忘れぬ様にして下さい。

一 身体の工合の悪い時は、直ぐにお醫者に診て貰ひなさい、さうして醫師から休養を命せられた場合の外は、勝手に仕事を休んではなりません。

- 一 常に父母や姉妹の事を忘れず、月に一度位は必ず手紙を出して安否を知らせなさい。
- 一 年の若い人も、年長の人も皆残らず學校へ出て、學問や裁縫をお習ひなさい。貴女方の年は修養の好時期ですから、此時を徒らに過したならば必ず後悔をなさる時があります。
- 一 總て、何時までも初め入社した時の心懸けを忘れぬ様、身體を大切に、品行を慎しんで、何年かの後には立派に成功する様に心懸けて下さい。

第四 通勤者の心得

- 一 寄宿舎に入らずに自宅や、他家より通勤する人は、會社では直接お世話する事が出来ぬ故、寄宿の人よりは一層自分で自分の身體に就て注意せねばなりません。
- 一 通勤者は、概して缺勤度数の多いものです、これは世話する人が無い爲めに、自然我儘が起り易いのであらうと思はれます。故に皆さんは此點に注意して、

他人から言はれずとも自分自らが奮發して、勉強する様に心懸けて下さい。

- 一 通勤者は、食事、睡眠等の時間が、何しても遅速不規律になるのを免れませんが従つて不知不識の間に身體を休養する事に不足を來し、健康を悪くする事があり勝ちでありますから、此點にも注意して、可成餘計に身體を休めて、心身の健全を計る事を心懸けて下さい。

- 一 通勤者は、身體の攝生の事に就ても、品行の事に就ても、寄宿に居る人よりは餘計に障りの多いものであります。故に總ての事につけて、自分の事は、自分で助けて行くと云ふ、決心が肝要であります。

- 一 此心得書は永く保存して置き、時々讀んで見て、忘れぬ様にして下さい。

一、新入職工に對する心得の訓示

はしがき

郡是製糸株式會社

に於ては、昨年以來、

養成部

なるものを設けて、新しい養成工女を入社せしめ、六ヶ月間

製糸法

工場生活の心得

普通學

等を教習せしめ、理想的の良職工を造る事に力を盡して居らるゝのであるが、其養成の初期に當つて訓示せらるゝ『工場心得』は、一般の新工女養成に應用し得べきものであるから、此處に記述する事にした。

工場に於ける心得

人間と生れて來た以上はどんな人でも仕事と云ふことは持つて居るべき筈の者であります。

随分世の中には朝から晩まで遊んで居つて何一つ仕事もせず贅澤に暮して居る人がないでもありませんが斯様な人は決して眞に幸福なる人と云ふことは出來ないのであります自分で働いて自分で生活して行くと云ふ人は最も尊敬すべき人でありまして斯の如き人こそ眞實幸福なる人と云ふべきであると思ひます。故にをたがひの様に製糸業と云ふ一つの立派な事業に従事して居る者は此點に就ては大いに誇るに足るべきことでありますそこで何れの人にもそれぞれ自分の職業と云ふものがある以上其仕事に専心一意従事しなければならぬのであります。どんな仕事でも遊んでをつて出來る仕事はないのであります。良い仕事であればある程高尚な仕事であればある程それに對する骨折も一通のことではありません。此製糸業と云ふ仕事は國のためにも亦身のためにも誠に結構な仕

事であります従つてそれを習ひ覺へようとするのは容易なことではなく一日や二日習つたとしてその技術に熟達することは出来ないものであります。それ故此業に従事する者は初めこそ初めて其奥に達することの出来るものであります。そこで此の六ヶ敷い製絲と云ふ仕事に從事しようとする人はどうしても若い時から此業を習はなければならぬのであります。尙此の製絲業は工業の方から云へば手工業と云ふて機械の働より手先の働を主としてをる工業であり且其仕事の性質が婦人の仕事として最も適當しております故製絲の職工は女子に限られてをると云ふ有様であります、かく若い女子を澤山集めて仕事をさすのでありますから職工として働く女子の方にも勿論種々つらいことはありませうが工場としても其取扱及管理等其他萬般の點に就て随分骨の折れることが多いのであります。今までは温かい両親の膝元につて何不自由なく暮してをつた人達が急に父母の元をはなれて工場の生活に入るのでありますから、かねて覺悟してをつたことゝは云へ工場へ來て見れば周囲の事情は全く自分の家庭とは異い朝夕顔を合せる人も知らぬ人ばかりで

あるためつい淋しいとか又は辛いとか云ふ考を起すのも決して無理のことではないのであります而し乍都會の工場と異い普通地方の製絲工場であれば、姉も居れば伯母も居り又友達も居ると云ふ有様である上時々の休には歸つて父母や兄弟を訪ねることも出来るのであります故別に心細いとか淋しいと云ふこともない筈であります。しかしそれにしても工場の生活と云ふことは家庭に居る時程自由のものではありません、すべて時間と規則とに依つて寝るから起るに至る迄大小なく一切のことをしなければならぬのであります。故に工場の生活にかゝると同時に先ず今迄の考を一變して全く工場の人となり仕事に従事して居る時は勿論寮舎に居つてもそれぞれ定められて居る規則に従ひ良く守り決して之を破らない様に心掛けて貫はなければならぬのであります。今工場に於ける心得に就いて少しく書いて見ますれば

第一、職業を重んずること

人とし誰一人自分の仕事を輕んじ之れを大切に思はぬ者はありますまいが、云ふ中にも

製絲業は日本の國家にとりても甚だ大切な仕事になつてをる位の仕事でありますから此の仕事に従事してをる者は自分は國家社會の爲最も有益な仕事に従事してをる者であると云ふ深い自信を持つて其仕事に全心を注いで貫はなければならぬのであります。自分はずまらぬ職工であるとか、製絲工女は卑しい者であるとかと云ふ間違つた考を持つて居る人がありましたならば大へん考違をしてをるのであります。仕事と云ふ上から見れば實に立派な者であります、立派な仕事、高尚な仕事に従事して居ると云ふことは人間第一の誇であります。

第一、秩序と規律を嚴格に守ること

多數の人が集合して居る所でありますから秩序を守り規律に従ふと云ふことは最も大切なことであります。如何なることが有つても此の秩序と規律によつて行動して貫はなければならぬのであります、萬一之れを破り規律に従はずに自分勝手のことをする人がある時は工場としては相當の處分をして之れを維持して行く様につとめなければならぬ。

らない程秩序と規律と云ふ事は大切なものであります、しからは工場に於ける規律とはどんなことかと云ひますれば

- 一、上長者の命令に従ふこと。
- 二、時間を正確に守り入場退場の時間を誤らざること。
- 三、休時間内に工場内へ立入らざること。
- 四、約束を重んじ約束したることは必ず實行すること。
- 五、就業中は雑談等せざること。
- 六、工場内へ金錢又は事業に必要な物品等持入らざること。
- 七、工場内にては一定の作業服を着用すること。
- 八、監督者の許可なくして欠勤せざること。
- 九、出處進退を明かにすること。

等であります其他にも細かいことは澤山ありますがとにかく其工場の規律を亂す様なことは決してしない様に心掛けて貫はなければならぬのであります。

第三、勤勉力行

如何なる業にかゝらず勤勉すると云ふことは最も大切なことであります。

『千里の道も一歩より始まり大海の水も一滴より成る』と云ふ諺がありますが休まずに働くこと云ふことは實に大なることを成すものであります。まして製絲業の様な細かい仕事は精出して働くと云ふより他ないのであります。それ故何れの工場にしても皆勤賞とか年功賞とか又は特別賞とか云ふ賞與を出して迄も勉強とか精勤とか云ふことを奨励してをるのであります、勿論工場では利益と云ふことを考へなければなりません故、職工が勉強すると云ふことは工場にとつて大變利益になることでありますから百方奨励は致しますが之れは單に工場の利益からばかり割出したことではなく眞實職工銘々に勤勉と云ふ美德を養つてその所得を増し間接には工場の利益をもはかつてもらいたいからであります。一體製絲業は手先の仕事でありますから其人の熱心不熱心によつてその仕事の成績にも甚だ相違のあるものであります。勤勉の人は良く一日中空時間なく仕事に熱中する

ことが出来ませんが勤勉でない人は一日の三分の二を空費してしまふことも容易のことであります故に初から勤勉の習慣を養ふと云ふことは最も大切なことであります。

第四、正直を守ること

人間は仕事の上ばかりでなく如何なる點にも正直でなければならぬことは今更云ふ迄のことでもありません。

人間の徳の中で正直と云ふ徳は最も美しい徳であります。仕事を正直にすると云ふことはやがて信用を得るものであります、事業の土臺が正直に有ると云ふことは昔も今もかわりはありません、世の中には不正直で良くなつた例はないのであります。例え人は不正直にしても事業の成績と云ふものは誠に正直に出るものであります不正直に繰つた絲は其結果が現れて反つて大なる損になります。斯の如き職工を一人でも多く持った工場は従つて其絲も不正直な絲と見做れ尙一層大なる損失を受

け工場は立行かぬ様になり双方とも倒れなければならぬ様な悲惨のことになります。故にすべて仕事の上には正直親切と云ふことは一時も忘れてはならぬことであります。しからば仕事の上に正直にすると云ふことはどんなことかと云ふに

一、人の見てをるときでも見てをらぬ時でも少しもかわらずつねに良い絲を作る様心掛くすること。

二、例へ最も輕き一つの手續でも正直に實行すること。

三、仕事の始も終りも少しの變もなき様すること。

等であります、しかし單に仕事の上にはかり正直にすると云ふことは望むことの出来ないものでありまして平常す仕てのことに正直にすると云ふ習慣が自然仕事の上にも現れて來るものであります故平常の心掛が第一であります。

第五、注意周到なるべきこと

注意と云ふことは、仕事をなす上に最も大切なことであります、注意のよく行届く人は

どんなに完全に出來てをると見へる所からでも注意すべき點を見出して良く注意を怠りません之れに反して不注意の人はどんなに不完全の中に居つても平氣で注意する心持にもならず、又注意すべき點を發見しようともせぬものであります。製絲業の様なく細かい一分一厘を争ふ所では此注意が出來てをるか居らぬかと云ふことは大した相違を生ずるもととなるのであります、例へば一人の人が不注意のため百匁取る絲歩を一分さらすとき又は一日に水一升を余分に使ふとき之れが積り積つて一年の終りにはどれだけになるかと云ふに實に大したものになります。

工場に於て注意を怠つてならぬことは甚だ多くあります絲歩なり工程なり又は品位なり其他蛹一つ揚繭一つ絲屑一尺に至るまで注意せんで良いことは一つもありませんかく工場に居つては一分一秒も一事一物も油斷したり粗末にしたりすることなく注意を行届かせること云ふことがやがて工程の上になり引ては全體の成績の上に及ばず影響は決して少くない額となるのであります。

第六、叮嚀親切なること

どんな仕事でも其出来上つた品物を更に使用する人の便利不便利と云ふことを考へてしなければならぬことは明かなことであります。始めの仕事の仕方によつては後に仕事をする人又は之れを使用する人が著しく便利を感じたり不 を感じたりするものであります、まして製絲業の様な仕事は製絲する際に不親切にするときは直に揚返の上に又は織物をする工程に品質の上に甚だ影響を及すものであります。

故に製絲するに當つては仕事はすべて叮嚀に且親切になすことを心掛けなければならぬのであります、良い糸と云つても唯類節が少ないとが光澤があると云ふばかりではありません、糸が親切に出来てゐるか否かと云ふことが第一の要點であります。デニールに太細の差が多かつたり、つなぎ類が長かつたり接合類ビリ類が多かつたりする糸は決して良い糸と云ふことは出来ないのであります。

第七、清潔を尊ぶこと

心が清いと云ふことは自然形の上にも現れて来るものであります、之れと同じ様に不潔な場所でした仕事に立派な美しい仕事の出来る筈はありません。

ことに生糸の様な美しい品物を製造することに従事してをる人はつねに清潔と云ふことを心懸けてをらなければなりません、まして多數の人が集合してをる場所はやゝもすれば不潔になり易いものであります。

工場が不潔であれば品物は不揃となり品質はあしくなり尙其中に働てる人の衛生状態にまで影響するものであります、故に工場内を清潔にするに云ふことはどの點から見ても甚だ大切なことでもあります、今工場内の清潔と云ふことに就て一二上げて見ますれば

- 一、自分の受持場所は膳臺、ケネル、鼓車、足元、其他小道具等に至る迄つねに手入を怠らず清潔に保つこと。

- 二、一定の日には繰糸臺下水等の掃除を特に叮嚀になすこと。

三、身體及服裝は常に清潔に保つこと。

等でありまして其他不潔にしてをいて良いところは一ヶ所もないのであります。

第八、姿勢を正しくすること。

工場にありてはつねに姿勢を正しくして仕事をして居らなければなりません。姿勢が亂れると自然心も亂れ心が亂れてくれば仕事は思ふ様に出來ず反つて倦れるものであります。故に姿勢は正しく氣を落つけて仕事をする習慣を養はなければなりません。

第九、身體健全を保つこと。

身體の健康と云ふことは人生の最も大なる幸福であります萬一身體が不健全に落入る様なことがあれば由々しき大事と云はなければなりません。此點に關しては工場經營の任に當る人は非常に苦心してをることではありますが、多數の人が集合して居ることではあり且又一定の時間一定の仕事に従事して相當精神も身體も使ふのでありますから家庭に

あつて自由勞働に従事し終日野にある者と比較する時は如何に設備が行届てをつても決して良いと云ふことは出來ぬのであります、それ故各自健康をそこなはぬ様食物及寒暑の氣候等にそれ／＼注意して身體の健全をはかると云ふことは最も大切なることであります、健全なる人は健全なる仕事をするものであると云ふことは何時の世も同じことでもあります。

今繰返して今迄に述べたことを書いて見ますれば

- 一、職業を重んずること。
- 二、秩序と規律を嚴格に守ること。
- 三、勤勉勵行すること。
- 四、正直を守ること。
- 五、注意周到なるべしこと。
- 六、丁寧親切なるべしこと。
- 七、清潔を尊ぶべしこと。

八、姿勢を正しくすること。

九、身體の健康を保つこと。

以上の九項目であります。

(千九百十八年四月)

三、新入女工心得書の模範例

田舎娘が始めて工場へ入つて來た時に、一番困るのは、工場や寄宿舎の勝手の分らぬ事で、これ迄長閑な田園の中に、自然に包まれ、父母近親の愛に浴して、ノンキな生活を送りつゝあつた身が、急に生活状態の全然異つた工場へ入つて、機械に追はれ、先入の同僚に氣兼ねして働くこと云ふ、著しい境遇の變化に加へて、工場寄宿舎等に於ける生活の方法が解らぬ爲めに、少なからず小さい胸を痛めるのである。

此心痛が元となつて工場労働を厭ひ、折角志を立て、遙々都會へ出て來ながら、何者をも得ずして空しく故郷へ歸り去るのである。

されば、各社工場に於ては、夙に此の、

新入女工のしつつかた

に就ては、深き注意を拂ひ、

一 新入専屬世話係を設け、新女工の指導教習に任せしむる事、

第參章 採用せる新女工に與ふべき心得書

二 工場長若しくは寄宿舎係より、新入女工に對して工場の方針、寄宿舎に於ける生活法等を詳に説き聞かすこと、

三 古參の同業者に附添はしめ、一切の生活法を見習はしむること、

四 新入者心得書を作り、振假名附の讀易き印刷物として之を職工一同に配布すること、

等の事柄を實行して、勉めて職工の安心を圖り、不安の念を抱かしめない様にして居るのである。

此の中に最も有力なるものは、係員の訓示と新入者心得書とを配布することゝである。吾人は曾て職工問題資料第一輯に於て、係員の訓示は印刷して配布する處の新入者心得書を解釋して解り易く説き聞かせる事が最も便利であつて、そうして夫れと同時に其の印刷物を一葉づゝ新入者に配布し之を永く保存せしめて、幾度も通讀せしむる様にすることは最も合理的の良法であると信ずると云ふ事を述べて置いたのである。

そうして、其の心得書の一例として、吾人が某會社に於ける心得書を基礎として新に作りしものを掲げて置いたのであつたが、其後各社に於て是に基いて色々の此種のものを作られたのであるが、其の中に於いて吾人が最も模範的のものと認めるものは、例の職工優待を以て有名なK社の某工場に於て作られ、現に使用せられて居る處のものである。

これは頗る丁寧親切に新入女工に對して爲すべき事柄を説き示してあつて、工場生活に少しも慣れない純粹の素人でも此の心得書を通讀したならば、如何して生活したならばよいかと云ふことが大抵わかる様になつて居て慥に此種のものゝ中の模範的のものと信ずるから、茲に其の全文を拜借して掲げ以て一般の當事者の御參考に供しようとするのである。

新入寄宿女工の心得

一 世話係及部室長

- 一、寄宿舎には世話係さんがあつて、何事によらず貴女方の世話をして進げます。又各部屋に部室長さんがありまして、色々な事に氣を付けて貰ひます。故に母親に代はるべき世話係さん、姉に代はる部室長さんの命令は克く守り、凡ての相談相手になさらないければなりません。

二 部 屋

- 一、自分の部屋は、各自に注意して清潔にしなければなりません。
- 一、毎交代で一室から二人宛當番を選びまして、お部屋の拭き掃除や、箒き掃除をせねばなりません。

- 一、部屋の蒲團は、粗雑な取扱ひをしてはなりません。若し綻びが出来たならば直ぐに繕ひをし、又汚れたものは部室長に申出なさい。
- 一、衣類戸棚の中も、常に取亂さぬ様取片付けて置かねばなりません。
- 一、障子の繕ひは、常に氣を付けて手入れをしなければなりません。之等は貴女方が會社に居る間のみのタシナミではなくて、後日業就りて故郷へ歸られた後でも、是非必要なること、思ひます。
- 一、部屋の隅に汚れたるものを置いてはなりません。汚れたるものあるときは、直に洗濯して始末をせなくてはなりません。
- 一、髪洗ひの不充分から室内に悪臭満ち、他人に非常な迷惑を掛けることがありますから、常に髪洗ひに努めなさい。
- 一、室内たりとも細帯姿を他人に見せてはなりません。
- 一、風呂には毎日入浴し、身體を常に清潔にし、衣服は絶へず洗濯をして汚れたるものを纏はぬ様、個人衛生に努めなさい。

三 外 出

- 一、貴女方の出世を妨ぐるのは、重に外出が原因でありますから、外出は餘りせぬ方が宜しい。偶々外出しても用事を足したなれば路寄りせず、歸合せねばなりませんぬ。
- 一、外出しても、決して色々な物の買ひ食ひをしてはなりません。凡ての病氣は不良飲食物に因ることは申すまでもなき事でありますから、食過ぎ、買食ひをせぬ様に心掛ねばなりませんぬ。
- 一、外出するときは、必ず部屋長さんの許可を受け、通帳を事務所へ差出して出門券を貰はねばなりませんぬ。
- 一、出門券を落したり、紛失したり、汚したりせぬ様注意して下さい。
- 一、此の出門券を門衛に示し、許可を受けたる後出門するのであります。外出から歸つて來たならば、事務所へそれを返さなければならぬ。

- 一、外出のときは、風采に注意して下さい。
- 一、外出は平日午後八時まで、交代日は午後三時までに事務所へ申出なさい。
- 一、外出したるものは、午後十時迄に歸合せねばなりませんぬ。
- 一、外出は平日一室から三人乃至五人までとし、交代日は一般に外出を許します。
(室の大小により増減することあり)
- 一、外出者は、規定の歸舍時間に遅刻したるときは、其の室の外出を禁ずることがあります。故に遅刻せる場合は、其の理由を世話係又は室長に申出でなければなりませんぬ。
- 一、品物を門外に持ち出すときは、別に物品出門證を進げます。
- 一、交代日の翌日と勘定日と、それから其の翌日も亦外出を禁じます。
場合により、臨時に外出を停めることがあります。

四 履 物

一、下駄は一切部屋に入れることはなりません。必ず下足場に預け置くのです。往々室内に運ぶものもあるも決して真似してはなりません。

一、工場より寄宿舎に歸るときは、穿いてゐた草履と足袋は各自携帯の袋に入れて部屋に歸りなさい。

一、自分の履物の外、他人のものを無斷で穿くことはなりません。若し此の様な不心得なものがあつたならば、お互に注意し合つて他人に迷惑を掛けてはなりません。

五 手紙認め所

一、此の會社には、全く文字の書けない人のために代書人を置いて便利を計つて居りますが、封筒、用箋、端書、切手等は凡て會社から支辨して、成るべく貴女方と國許との往復通信を頻繁にしたいと云ふ趣旨でありますから、月に必ず二回は安否を通知せなくてはなりません。國許では最愛の娘が今時分怎うして居

るであらうか、健全で働いて居るだらうかと、常に思案されるのは親として尤もなことでありますから、故郷を忘れない様に度々手紙をお出しなさい。

六 送金及預金

一、送金したいとか預金したいと思ふ方は、金高はいくらでも構はない。皆事務所へ申込になれば、親切に取扱ひまして手續をしてあげます。

一、皆さんが遙々こちらまで來られたのは、何れもお金儲けをしたいと云ふ目的に外ならぬのでありますから、送金は素より、預金もして、聽て錦を着て故郷へ歸るの日に楽しみに勉強をして貰ひたい考で、會社では預金には年一割の利子を付ける様になつて居りますから、塵も積れば山となるとの諺の如く段々と殖へるのであります。送金も亦書留書や切手等も貴女方に壹厘も費さん様に、壹厘でも餘計残る様にと云ふ譯から、會社は澤山の費用を要するのでありますから、皆さんは此の會社の有難い思召に忝らぬ様に、精々勉強して送金もし貯金

もしなくてはなりません。

七 退社、歸省、外泊

- 一、縁付きのとき又はお家の都合で、據なき事情で退社するとか、歸省したい方は差支へない限り繰合せてお許し、ます。
- 一、此の場合會社では、世話係をして懇切にお仕度の手傳をさせ船場又は停車場まで見送りをさせ萬般のお世話を致します。

八 面會室

- 一、寄宿舎には面會室がありまして、何方でも面會なさる方を此處にお泊め致しますが、費用はいらぬのであります。會社では貴女方の御兩親とか御兄妹方が此處へ來て貰つて、會社の模様を見て頂くのを希望しますから、交通をなさるときは一度はお出で下さる様願ひたいのです。さすれば御兩親方も御安心なさる

だらうと思ひます。

九 説教及講話會

- 一、毎月七日、十五日、二十二日、二十八日の四回必ず第二寄宿舎の大廣間で本願寺のお坊さんがお出でになりまして、有難いお説教があります。又講話會なるものがあつて、皆さん方のお爲めになる色々のお話しも時折ありますから、其時は自分で進んで一人も残らず繰合せお出でを願ひます。

一〇 物品渡場(賣店)

- 一、賣店は娛樂堂の側にありまして、其處には呉服類、化粧品、其他種々の日用品を原價で賣つて居りますから、皆さんは出来る丈け此處で用を足す様に願ひたいのであります。

段々會社に馴れると賣店の品物に満足せず、不知不識高價のものを門外で買ふ

やうになります。是は所謂奸商の腹を肥やすと云ふのであつて、常に貴女方に不良の品物を賣り付け様と掛つて居りますから注意せねばなりません。

一一 娛樂室

一、此娛樂堂は毎交代日に、色々面白き催物を致しまして、貴女方の勞を慰める爲めに、會社は澤山の費用を掛けて作つたので、之も皆さんが高いお金を拂つて他所の芝居等を見るよりも、會社で無料で見て貰い可成お金を費はぬ様にと云ふ所から設けたのでありますから、皆さんも其心掛けでなくてはなりません。

一二 學校

一、當店の學校を私立K社○○女學校と云ひ、數多の先生がありまして、無月謝で文字、裁縫等日常必須の事を始めから親切に教へて下さいますから遠慮なく登校しなさい。

一、女禮式、茶の湯、活花等立派な先生を雇ふて、毎日第二寄宿舍の大廣間でお好みによりて起居、動作、お客の應對振など女の心得を教へて居ります。

つまりらぬ時間を寄宿で費すよりも、此の學校とか廣間で過した方が皆さんのお爲めになる事と思ひまして、私共は常に獎勵して居ります。

一三 病院

一、病院はK社○○病院と稱し、醫師七名、看護婦十七名を置き患者の世話や手當をして居りますが、皆さんは可成此病院の厄介にならない様に、個人衛生に重きを置かねばなりません。若不幸にして病氣に罹つたならば、初めが大切であるから、早速診察を受け、入院の必要が起つて已むを得ないときには、醫師の命令に従ひ手當を受けなくてはなりません。入院中の費用は壹厘も要りませんから、安心して養生せなくてはなりません。

一四 其他一般注意事項

- 一、通帳番號と仕事場所とは、何人に問はれても即答出来る様、克く覺わて置かねばなりませぬ。
- 一、朝夕共、五時の凧笛を一番、五時四十五分を二番、六時になるを三番と云ひます。
- 一、仕事場にては、筒袖、前掛を着用し、袂付の着物は危険なれば可成之を避けねばなりませぬ。
- 一、凡て禮儀は正しくし、言葉は丁寧遣はねばなりませぬ。
- 二、喫食のときは、食卓を汚さぬ様、他人に迷惑のかゝらぬ様注意せねばなりませぬ。
- 一、工場より早引、半引等の場合は、必ず寄宿舎事務所へ斷つてから、自分の部屋に歸らねばなりませぬ。

- 一、金錢の貸借はなる丈合せぬ様にしなさい。
- 一、構内の樹木及び草花を手折つてはなりませぬ。
- 一、反古紙、古毛、果物の皮などは、庭に投げ出さずに、備付の塵籠に入れなさい

(千九百十五年五月)

四、寄宿舎居住者の心得

一、緒言

女工寄宿舎に在住して、多くの同僚と、

共同生活を營む

女工さんは、それに相當した。

寄宿舎道徳

を守つて、互に助け合ひ、慰め合ふて、其の日々の生活を、

楽しく、平和に送らねばなりません

それ故、此の生活に慣れない、新しい女工さん方の爲めに、所謂『寄宿舎道徳』の要項を規定して置いて、これを教へ、示して、出来る丈け實行させる必要があります。

私は各會社工場に於て、斯うした規定をお拵ねになる參考資料としてこれに必要な條

項を茲に列記して見ませう。

一、寄宿舎に對する考へ方

一、寄宿舎と云ふところは、貴女方のお家でありまして、あなたがたが工場から歸つて、仕事につかれた身体を休めたり、御飯を食べたり、寝たり、お友達と楽しく遊んだり、學問や、お裁縫を習つたりして、楽しく生活する爲めに設けられたところなのですから、貴女は、『我が家』と思つて、安心して、ゆつくりと、くつろいで、永く居て貰ひたいものです。

二、寄宿舎は、貴女方の家、即ち大きな家庭で、一つしよに住んで居なさる澤山の女工さんは、其大きな家庭の大家族なのでありますから、同じ部屋の方々は申すに及ばず、ごなたでも此處に居る方々は、皆な貴女方のお姉さんなり妹さんなりでありますから、お互に仲よくして、親切に助け合ひ、氣をつけ合ふて、楽しく、愉快に生活して行くやうに心がけて下さい。

三、寄宿舎は前に云つたやうに、貴女方の家庭であつて、舎監の方は家長がわり、世話係りの方はお母さんがはりですから、何事も此のお父さんお母さんに信頼して、若し何か心配な事や氣に入らぬ事があつた場合には、ひとりでクヨクヨ心を痛めて居らずに、舎監さんなり、世話係さんなりに打明けて相談をなさい。此方達はキット親切に相談に乗つて下さつて、貴女方の爲めに悪いやうには、決して計つて呉れないでせう。

二三、寄宿舎の清潔整理

四、貴女方の楽しいお家である寄宿舎は、いつも清潔に、チャント整頓して、快く住んで貰ひたいものだと思ひます。

それ故、自分々々のお部屋は勿論の事、全体の戸、障子、壁、椽、疊、襖など總ての物を汚さぬ様、又た壊さぬ様、注意して、萬一過つて汚したり、こわしたりした時には、直ぐに舎監さんなり、世話係さんなりに申出で、下さい。

五、貴女方は將來家庭の人となつて、家をおさめて行かねばならぬ方々ですから、何も修業と思つて、室内の掃除は勿論、廊下や階段の拭掃除、お庭の草とり、それから戸棚の中、押入れ、下駄箱の中など、常に整頓して置く様、みんなで氣をつけて下さい。

さうして自分の物は自分の手で始末するやうに、常々心がけて下さい。

六、寢具の始末がわるいと、寢る時に心地あしく、樂々と寢つかれない事のあるものです。

故に寢具の片付方には、常に注意して、自分の蒲團、枕、寢衣などは、正しく丁寧にたゝみ定められた場所に、チャント片付けて置く様にして下さい。

又た、一週間に一度位づゝ、天氣のよい日に、戸外へ出して、日光消毒をして下さい。

七、よごれた着物は、常に着心地が悪いばかりでなく、他人にも不快な感じを與へるものですから貴女方は可成的、仕事のひま／＼に洗濯をして、垢の附いたも

のを着ないばかりでなく室内に懸けて置いたり、押入れに突込んで置たりも、仕ないやうにして下さい。

八、女が煙草をのむのは、餘り体裁のよいものではありませんが、好きな方は仕方ありませんから、必ず定められた場所で吸つて、部屋の中で寝ながら吸ふと云ふ如き事は慎しんで下さい。煙草の吸ひ殻一つから大きな火事が出来た例は澤山あります。

それから、炬燵や火針の火なども、跡始末をよくして、火の用心を常に心がけて下さい。

九、洗面場や、洗濯場などの水を粗末にせぬやう、水栓は堅くして置いて下さい。又たこれ等の場所を不潔にしない様にし、洗濯用の鹽や、張り板、物干等の始末も丁寧にして置いて下さい。

一〇、反古、抜毛、果物の皮、豆の皮等の如き塵埃は、室内は勿論、廊下、屋根、庭などに投出さず、必ず塵埃箱へ捨てる様にして下さい。

四、髪かたちと言葉づかひ起居振舞

二、平素の言葉づかひや、起居振舞等は氣をつけて、聞き苦しい歌を唄つたり、やかましく騒いだり、ゲラ／＼笑つたり、亂暴な物言ひをしたり、又たは女らしいくない惡戯や、亂暴な行ひなどしない様にしとやかに仕して下さい。

三、しとやかと云ふのは、黙つて、おとなしくして居ることではない。言葉づかひにも、起居にも女らしいやはらかさと、靜かな落ちつきとが備はつて居ることです。

それ故、女子だとして何にも引込み思案をして、因循に、泣き顔ばかりして居なければならぬと云ふわけはありません。騒しくない程度で、活快に女らしい態度を失はずに笑つて、常に笑顔を以て人に接するやうに心懸けて下さい。

一三、髪かたちは女のたしなみですから、亂れた髪や、細帯姿を人に見せぬ様に心がけ、質素の内にも正しい風采を保ち、粗末なりとも垢づかぬ衣服をいつも着て

居るやうに仕して下さい。

一四、髪は平素束髪にする事にきめ、可成く自分で結ぶ様にし、それが出来ない方は友達同士で互に結び合ふことにして下さい。

一五、工場から退場して、寄宿舍へ歸つた時には、頭髮や、衣服の塵をよく拂ひ、食事をする前には必ず手を洗つて下さい。

五、工場への勤務

一六、工場へ仕事に出るには、第一に時間に遅れぬやうにして、出勤時刻の遅くも一時間前には起きて用意をととのへて下さい。

一七、工場へ出るには、定められた職服、前掛、帽子等を正しく着けて、仕事に入用な小道具等も忘れぬやうに持つて行つて下さい。

一八、仕事が終わつて歸る時には、それ／＼受持ちの機械や、仕事場を丁寧に掃除し、道具は手入れをした上取片つけ、總ての物をよく始末してから、靜かに歸る事

にして下さい。

時間が來たからとて、何も彼も放り出して置いて、寄宿舍へ走つて歸ると云ふ如きことをしてはなりません。

一九、已むを得ない用事があつて、工作中寄宿舍へ歸らねばならぬ時には、工場の係員の人の許諾を得た上で工場を立出で、寄宿舍へ歸つたら係員若しくは世話係りの人に其事情を告げて、許しを得た上で、自分の室に入る事にして下さい。

六、所得と貯金借金

二〇、月々工場から受取る工銀は、貴女方の手元に置くと、盗難の心配もあり、又た徒費をする虞れもありますから、是非必要な小遣だけを残して、あとは貯金すゝなり、國元へ送るなりして下さい。これは寄宿舍の係員でお世話をいたしますから、申出て下さい。

二一、みなさんは可成く儉約して、衣服は木綿の柄のよいを選び、帯はモスリン友仙

の美しいのを選ぶことに決めて、それ以上の贅澤な服装はせぬやうにし、何でも平素の暮しに金を費はぬ様に心懸け、『お金儲けの爲めに働きに来て居る』と云ふ事を忘れぬ様にするのが、何よりも肝要であります。

三、如何に困つても、他人から借金をしたり、工場外の店舗で『掛け買ひ』などをせぬやうに心懸けて下さい。

借金は貴女方の立身出世を妨げ、身を過らせる恐しい害物ですから、決して其害物のとりこにならぬやうに、金の是非入用な時には、舎監、若しくは世該係さんに御相談下さい。

七、品行と日常の心得

三、貴女方の立身出世を妨げるものは、『徒だ費ひ』と『人に欺されること』と『不品行』との三つであります。

これ等の悪い事は、貴女方の平素の身の持ち様さへしつかりして居れば、必ず

追ひ拂つて仕舞ふ事が出来るものです。

二、女の外出と云ふ事は、此の徒だ費ひ、他人の誘惑、不品行等の元となる場合が多いのですから、常に出来るだけ外出を慎み、寄宿舎の中に趣味を求め、稀れに外出する時にも、友達と同道して行き、用事が済んだら、直ぐに歸るやうにして下さい。

三、工場の附近には、兎もすれば善からぬ男などが居つて、貴女方の身を過らせ、自分の慾を満たさうとして、恐しい牙を磨いて待つて居るのですから、工場の内外に不拘、他人の口車にかつと乗つたり、男のあいてになつたり仕ない様に、呉々も注意して戒めなくてはなりません。

八、衛生上の心得

三、寄宿舎の食堂であげる食物は、材料を吟味し、調理の仕方にも氣をつけてありますから、決して間違はありませんが、工場外の飲食店や、屋臺店などの食物

は、塵埃が掛つて居たり、不潔な手で造られたり、或は不潔な食器に盛られたりして居て、随分危険が多いのですから、なるだけ場外のものを食べぬやうにして下さい。

二七、工場で仕事をして居る中に、傷害をしたり、氣分が悪くなつたりした時には、直ぐに其事を係りの人に云つて、醫局へ行き醫師の診療をお受けなさい。

總て病氣は、早く癒せば、何でもなく全快するものですが、手後れになると、中々癒らぬものであります。

故に病氣の時には『きまりが悪い』とか、『耻しい』とか云つた様な事を云つて居ずに、早い目に醫局に行つて診察して貰ひ、お醫者の云はれる通りに、藥を呑み、養生をして、一日も速かに治癒するやうにして下さい。

二八、他郷の空に来て居る人々の身に取つては、病氣に罹る程悲しい、心細い事はありませんからお友達の中に、病氣になつた方がありましたら、出来る限り親切に慰めてあげて、其心細さをまぎらして進げて下さい。

二九、啖唾は、必ず唾壺の中へ吐き、決して地面や、床板の上などへ吐かぬやうにして下さい。

九、學校と修養

三〇、『働き』は身體をよくし、『修養』は心を研くものであります。

貴女方は、毎日適度に働いて身體を健康になさると共に、仕事の暇には、學問や、裁縫を習つて、將來一人前の立派な婦人となれる様に心がけて下さい。

三一、しかし學問と云つても、むづかしい事は要りません。一通りの読み書き、算術さうして物の道理をわきまへる常識、これだけあれば、一生他人の下について卑下して生活する事はありません。

夜學でも二年も補習教育を受ければ、これ丈け位の事は充分習ねます。

三二、裁縫、家事、これは女には是非必要な事ですから、仕事の暇には是非これ習ふ様に心がけて下さい。

- 工場は貴女心の爲めに學校や、裁縫所を設けて待つて居ます。
- 三、學問や手藝を習ふ外に、女として肝要な『婦徳』と云ふことを修養するのが大切です。

これには、お互に常に心がけて、善き行ひ、正しい行爲をする様、さうして同情の美しい心でお友達につきあい、互に相助けて婦徳を研くことが肝要であります。

十、其他のこゝ

- 三、履物は、定められた下駄箱に入れ、齒が缺けたり、緒が切れたりしたものは、早く修理して何時でも使用出来るやうにして置いて下さい。
- 三、寄宿舎内の賣店は、貴女方の便利の爲めに、必要な品物を選んで、廉價に販賣して居るのですから、買物は可成くそこで下さい。
- 賣店に無い物で、皆さんの欲しい物があつたら、係の人に申出で下さい。贅澤

なもので無い限り、出来る丈け早く取り寄せる事にいたします。

- 三、常に故郷の、父母や、姉妹の事を忘れぬやうにし、毎月少くとも二回宛は、故郷へ自分の安否を知らしてやり、且つみよりの方々の安否を尋ねて上げて下さい。

- 三、便所は、定められた箇所に入るやうにし、妄りに他の所へ入つてはなりません。元來便所は不潔になり易い場所ですから、みなさんが注意して汚さぬやう、又た毎日當番を決めて掃除する事とし、上草履などもチャンと揃はて脱ぎ、放つ散らしたり、他所へ穿いて行つたりせぬやうにして下さい。

- 三、廊下でも、階段でも、通行するには、必ず左側を通るやうに、平素から心得て實行して下さい。

- 三、面會があつて、會ひに行く時には、髪形を直し、帯やみなりを正しくして、見悪くからぬやうにしてから、出て行つて下さい。

- 四、總て、何事につけても、始め入社つた時の志を忘れぬやう、身體を大切にし、

品行を慎しんで、何年かの後には、必ず立派な人になつて『錦を着て故なに歸る』やうに心がけて下さい。

以上

(千九百二十二年三月)

第 四 章
雇 傭 契 約 書 に 就 て

一、雇傭契約書に就て

一、緒言

職工を雇入れる際、職工から、

雇傭契約書

を提出せしめる事は、今尙多數の工場で行はれて居るところである。

しかも、これ等の契約書なるものが、如何なる程度に於て、

職工の義務心を刺撃し得る

ものであるかと云ふと、吾人は遺憾ながら、極めて其効力の微弱なる事を譯めない譯には行かないのである。

現に、此の契約書に記名捺印して、提出しつゝある職工の多數者の意志は、始めからこれを履行しなくてはならぬと云ふ義務觀念は無く

單に、雇入れられる際に、履まなくてはならぬ一種の、形式である

位にしか思つて居らぬのである。

されば、斯様な効力の弱いものは、提出せしめ無くともよい、と云つた考ねから、此の契約書の提出を不要として居る工場もあるのである。

しかしながら、職工を雇入れ、勞力の提供を爲さしめ、これに對して報酬を拂ふ事を約束するのは、民法の所謂『雇傭契約』であるから、其際に於ける双方の、

意志の表示

の證據として、契約書を作製して置き、後日の紛議を防ぐと云ふ事は、決して不必要な事ではなく、寧ろ當然爲すべき大切な要務であらうと思ふのである。

要は、如何にせば、職工をして、

もう少し眞面目な態度を此の契約書に對して持たしめる事が出来るかと云ふ事を考へるのが第一義であるのである。

吾人は、現今の職工の不眞面目な、始めから、

反古同様なものだど馬鹿にして居る

と云ふ如き態度の、主なる原因を探究して、之を

現今の契約書の缺陷

に歸するものである。

故に、これが改善を主張すべく、少しく現行の

契約書

の研究をして見やうと思ふのである。

一、現行の契約書實例

現在各工場が、職工から徴しつゝある、

雇傭契約書

なるものは、大体次の如きものである。

一、D 木管會社

三錢
收入紙

雇傭契約書

原籍

現住所

氏名

年 月 日生

私儀今般貴社工手ニ御採用相成候ニ就テハ左ノ諸件確認ノ上誠實業務ニ従事可仕候

- 一、雇傭契約期間 自 年 月 日 至 年 月 日 滿參ケ年
- 二、會社ノ諸規則諸命令ヲ嚴守シ御指定ノ勞務ニ服スル事
- 三、會社御制定ノ諸給與ニ就テハ決シテ異議ヲ申出ザルハ勿論總テ要求ケ間敷言行ニ出ザル事

- 四、機密ニ涉ル事ハ他ニ洩サザル事
- 五、會社ノ都合ニ依リ解雇ノ場合ハ異議ヲ申出ザル事
- 六、雇傭契約期間中ハ會社ノ許可ヲ得スシテ自由ニ退社セザル事
- 七、自己ノ責ニ歸スベキ事由ニ依リ會社ニ損害ヲ與ヘタル時ハ御指圖ニ從ヒ速カニ辨償スル事

- 八、會社内ニ於テ組織シタル組合又ハ團體ノ外會社ニ關係ナキ他ノ組合又ハ團體ニハ會社ノ許可ヲ得ズシテ濫リニ加盟セザル事
- 九、其他會社ノ事業ニ影響ヲ及ボスベキ行為ニ參加セザル事
- 一〇、右各項ニ違背シタル場合ハ勿論苟モ會社ノ紀律ヲ紊ス言行ヲ被認タル時ハ直ニ雇傭契約ヲ解除セラル、モ更ニ異議ヲ申出ザル事

右後日爲念保證人連署ヲ以テ契約證仍テ如件

年 月 日

本人

儀貴社〔手ニ御採用相成候ニ就テハ雇傭契約ヲ確實ニ相守ラセ可申ハ勿論本
人身上ニ關シ如何ナル事故發生致候共拙者ニ於テ引受ケ毫モ貴社ニ御迷惑相掛間敷候後
日爲念引受證仍テ如件

年 月 日

原 籍

現住所

身元保證人

D 木管株式會社 御中

一、S 伸銅所

被 傭 證 書

參 入 錢 收 入 印

本籍身分

現住所

姓 名

年 月 日生

右ハ今般御所定備職工ニ御採用相成候ニ就テハ左ノ件々誓約仕候

一、被傭中ハ御規則堅ク相守リ可申ハ勿論故ナク辭職願出申間敷若不得止事アリテ辭
職願出候節ハ其事情ヲ申出テ御許可ヲ得テ退身可仕事

一、御規則ニ違背シ其他不都合ノ所爲アリテ解傭セラレ爲メニ御所ニ對シ御損害相ケ
候節ハ遲滯ナク辨償可仕事

右誓約ノ證トシテ左ニ記名調印候也

右

大正 年 月 日

前書

儀拙者ニ於テ身元保證致候ニ付テハ本人身上ニ關スル一切ノ事ハ
勿論此誓約ハ堅ク爲相守可申候萬一本人ニ於テ不都合ノ所爲有之御損害相掛ケ辨償致兼

候節ハ拙者ニ於テ引受辨償御所ニ對シ更ニ御迷惑相掛ケ申間敷候爲後日保證書如件

本籍身分

現住所職業

保證人

年 月 日生

S 伸銅所 御中

三、T 麻糸紡績會社

參 錢 入 紙 收 印

誓 約 書

私儀大正 年 月 日ヨリ大正 年 月 日迄滿 年間

御社工手ニ御雇入被成下候ニ付テハ左ノ通り誓約仕候

一、私儀ハ現今他所ニ雇ハレ中ノ者ニ無之候

二、御社御規定ノ諸規則ハ堅ク相守リ誠實ニ勉勵可仕候

三、私事ノ御雇入レ相成候ハ 承諾ノ上契約仕リタルモノニ相違無之候

四、期限中已ムヨ得ザル事情ノ外自己ノ都合ヲ以テ決シテ解約願出申間敷候

五、前項ノ外期限中違約其他不都合ノ所爲アリテ御社へ損害相掛ケ候節ハ本人並ニ保

證人ニ於テ速ニ辨償可仕候

原 籍

住 所

大正 年 月 日 本 人

年 月 日生

原 籍

住 所

保 證 人

原 籍

住所

周旋人 保證人

丁 麻絲紡績株式會社 御中

四、丁 製 麻 會 社

參 入 錢 收 入 印 紙

誓 約 書

私儀今般貴社職工ニ御採用相成候ニ付キテハ左記各項固ク相守リ可申候也

一、勤務期間ハ大正 年 月 日ヨリ大正 年 月 日マ

ニ至ル 箇年トス

但シ病氣其他己ムヲ得ザル事由ニヨリ貴社ノ御承認ヲ得タルトキハ此限リニアラズ

二、勤務場所ハ貴社○製品工場トス

- 三、勤務期間中ノ貴社ノ御都合ニヨリ御解雇相成共決シテ異議申間敷事
 - 四、勤務中又ハ退社ニ際シ貴社御規則又ハ御命令ハ固ク相守リ可申事
 - 五、勤務中ハ勿論退社後ト雖モ貴社業務上ノ秘密ハ決シテ他ニ漏ス間敷事
 - 六、貴社ニ對スル自分一身上ニツキテハ保證人ニ於テ一切引受ケ可申事
- 右保證人連署ヲ以テ本書差入候也

大正 年 月 日

原 籍

現住所

本 人

保 證 人

募 集 人

丁 製 麻 株 式 會 社 御 中

五、M 製菓會社

證

私儀今般貴會社使用人トシテ御雇人被下候ニ付テハ貴會社ノ御規則并ニ習慣ハ堅ク相守申スベキハ勿論左ノ條項ハ必ス遵守可仕且ツ本人ノ惡意等ヨリ生スル損害ハ身元引受人并ニ保證人ニ於テ負擔致シ決シテ貴會社へ損耗相掛ケ申間敷候依而身元引受人并ニ保證人連署ノ上一書差入置候也

一、毎月給料ノ中ヨリ規定ニ依ル積立金ヲ爲シ在勤中ハ其拂戻ヲ請求セザル事但法規ニ定メタル場合ハ此限ニ非ス

二、事業上ノ秘密ハ堅ク之ヲ秘シ毫モ他ニ漏洩セサル事

三、本人病氣其他ノ事故アル時ハ身元引受人及保證人ニ於テ引取り決シテ貴會社へ御迷惑相掛申間敷候事

四、身元引受人保證人ハ本契約ニ付本人ト連帶シテ義務履行ノ責ニ任スヘキ事以上

大正 年 月 日

住所

本人

住所

身元引受人

住所

保證人

M 製菓株式會社 御中

六、O セメント會社

誓 約 書

私儀大正 年 月 日ヨリ同 年 月 日迄滿 ケ年間貴社職工ニ御雇入相成候ニ就テハ左ノ箇條ヲ堅ク遵守可致此段誓約致候

一、私儀ハ現今他ニ雇ハレ中ノモノニハ無御座候

一、現今ノ御社則堅ク相守リ誠實ニ勉勵可仕候

一、期限中業務ニ堪ヘサル爲メ又ハ御規則ニ依リ何時減給除名若クハ解雇相成候共苦

情申立間敷候

一、常ニ勤儉ヲ守リ品行ヲ慎ミ御社ニ對シテ御迷惑相掛申ス間敷候

一、旅費支度金其他ノ爲メ御社ニ對シ債務ヲ生シ若クハ疎漏怠慢ニヨリ御社ニ損害相

掛候節ハ私並ニ保證人ニ於テ辨償仕リ毛頭御損耗相掛申間敷候

原 籍

住 所

大正 年 月 日

本 人 姓 名

年 月 日生

法定代理人又ハ夫

右此度御社へ入社致候ニ付テハ以上契約ノ箇條拙者之ヲ承認シ萬一本人ニ於テ損害相掛候ハ、如何様ノ儀相生シ候共自分引受決シテ御迷惑相掛申間敷爲後日仍テ如件

原 籍

住 所

身元保證人 姓

名

〇セメント株式會社

七、Nベイント會社

三 收 入 紙

誓 約 書

私儀今般貴社ニ御雇入被下候ニ付テハ左ノ條項確守可仕候

第一、自己ノ都合ニ依リ漫リニ御解雇相願申間敷候事

第二、在職中ハ貴社諸規則命令達ハ不及申上職ノ指揮ヲ遵守シ一意誠實從順ヲ旨トシ

テ業務ニ勉勵シ且諸機械器具並ニ材料ノ取扱ヲ叮嚀ニシ日常品行ヲ慎ミ可申候事
第三、貴社ノ製造上及技術上ノ事柄ハ在職中ハ勿論退社後ト雖モ決シテ他ニ漏洩致ス
間敷候事

第四、黜陟、賞罰、職替又ハ出張ニ關シ貴社ノ御申付ニ對シテハ毛頭苦情申出間敷候
事

第五、前記各項ニ違背シ爲ニ貴社ニ御損害相懸ケ候節ハ直ニ之ヲ賠償シ聊カモ御迷惑
相懸ケ申間敷候事

第六、身元引受人ハ本人ノ身上ニ關スル一切ノ事ヲ引受保證シ且前項義務ニ付本人ト
連帶シテ其ノ責ニ任シ可申候事

右誓約致候也

原籍
住所
年 月 日
本人

住所
身元引受人

Nペイン製造株式會社 御中

二、職工の雇傭契約書に就て

三、現行契約書の批評

上掲の實例中、第一のD木管の契約書に就て、聊か批評を加へて見やうならば、
契約條項 十項の中

に於て、第一の雇傭期間の決定、第二の規則遵守就業の約束の二つは、

穩當な約束

として是認する事が出来るけれども、第三の、

給與に關する件

は、少しく穩當を欲く、絶対に何等の要求も出来ないで、

會社のあてがい扶持に盲從せよ

と強い、それを契約せしめて置くと云ふ事は、

餘りに職工を、奴隸扱ひにした

もので、時代錯誤的の條項である。

第四の秘密不漏洩はよいとして、第五、第六の

解雇、退社

の條項は、餘りに工場側の、

得手勝手に過ぎるもの

である。

第七の損害賠償は、民法上當然責任あるものと規定せられてあるのであるから、茲に
書く必要はない。

斯う云ふ不必要な事を約束せしめるのは、故意に反感を求めらるやうなもので、不得策
である。

第八、第九の

組合不加入の契約

第四章 雇傭契約書に就て

は、思ひ切つて亂暴な、

抑壓的條項である

のである。

これこそ將來物議の種で、恐るべき結果を來すやうな惡條項である。

第十は、以上の如き抑壓的の結果出來た條項であらう。

要するに此のD工場の契約書は、

工業主の都合のみを主として、職工の人格も自由も蹂躪し去つた、

どころの、惡契約書の標本とも云ふべきもので、斯くの如きものが、現代に尙ほ實行されてあると云ふ事は、實に驚くべき事柄である。

S 伸銅所以下の實例は、これ程甚しくはないが、尙ほいづれも、

工業主の利益のみを守る片務的の臭味のあるのを免れないのである。

尤も従來の職工の中には、

無智な、亂暴な、無節制な者

も澤山居たし、現今は尙更ら新思想にかぶれて屁理屈をこねる者が多數居るのであるから、斯うした

彼等の非行を戒るめ約束を雇入の當初に於て爲さしめて置く

必要があるのかも知れない。けれども進歩した思想から、

職工をも事業上の協働者として見る

と云つた立場から云ふとか、若しくは、

工業主も職工も同一の人格者であつて、相互間の同意に基いて、一方は勞力を提供し、一方は其勞力に對して報酬を支拂ふ、

と云ふ、法律上の、

雇傭契約

の上から見ても、

一方のみが、甚しく自由を束縛せられ、一方は何等の義務を負はないところの、斯の如き契約は、

餘りに資本主義的の根性が見え透く

様に思はれて、局外者の吾人でさへ、

反感が起る

事を禁じ得ないのである。

若し彼等職工が、

眞に自己の立場に自覺した眼で眞面目にこれを見たならば果して何と思ふであら
か？

云うふまでもなく、工業主の我利主義を其所に認めて、

階級的憤怒を起す

様な事になりはしないであらうか？。

殊に、同じく工場を退く場合にも、

甲、工場から解雇せられる場合には、一日の猶豫もなく即時立退き

乙、職工が退社する場合には、何週間か以前に願出なくてはならぬ

と云ふ如き、

明かに片務的な約束

は、随分職工の人格を無視したもので、將來勞資間の情誼を破り、

協調を不可能ならしむる

ところの原因は、斯う云ふ處に潜んで居りはしないかと、吾人は憂慮する次第である。

今の様な、無自覺な、無智な勞働者でさへ、斯うした契約書の條項を、

正直に眞面目に讀解する者は、これに記名捺印する事を拒む

ものである。

吾人は現今に某々一二の工場に於て、田舎から出て來た、小學校を卒へたばかりの女

工が、此の束縛的な、契約書に記名捺印する事を

泣いて拒んで、係員を手古摺らせた實例

を目撃したのであつた

今日の青壯年勞働者が、平氣で斯うした契約書に調印するのは、

一、これに調印を拒んだならば、雇入れて貰ふ事が出来ぬ。即ち生命を繋ぐ處の職業にありつく事が出来ぬので、不條理だとは感じながら、自己及び家族の糊口の爲めに、泣いてこれに記名捺印するもの

二、契約書に如何なる條件が記入されて居るか又たそれが爲めに自己の將來に如何なる利害があるか、と云ふ如き事を全然理解せず、雇入れられる時の一つの形式だと思つて盲目的に記名調印するもの

三、始めから、契約條項の如きは毫も履行するの意志なく、マサカ工業主がこれに依つて訴訟を起す様な事はしまい、と多寡をくゞつて、調印せるものと云つた様な、三種の心理状態に依るものであらう。

若し、第一の如き場合の人に、工業主が斯うした片務的な約束を強ふるのであつたならば、

誠に慘酷な行爲

である。恰も鼻の先きに好餌を懸けて動物を酷使する如きものである

これは人道上の罪惡であり、且つ彼等に階級的の思想を起さしめて、

單獨行動にても工業主に對抗し得ないから集合的の力に依つて事を爲さうとする
と云ふ如き、労働運動を誘發せしむるもので、事業主の爲めにもよくない事である。

更、第二の場合であれば、彼等の無智に乗じて、片務的の契約を結ばしめたので、正しい、

意志表示

ではないので、さうした約束は無効であるべき筈である。

又た第三であれば、労働者の心事は惡むべきであるけれども、

生きなければならぬ弱者の心理

としては、斯うした横着な心持らを、寧ろ同情に堪へない次第であるのである。

斯う云ふ次第で、現に、

労働者が黙つて調印して居るから

と云つて、斯うした、

片務的な彼等の手足に繩をかけて縛るやうな契約を結ばせると云ふ事は決して善い事ではない。

必ず將來の紛議を生ずる、

恐るべき誘因である

と思ふのである。

殊に世界の大勢は進轉して、總ての制度、思想が、

最大多数者の最大幸福

と云ふ方向に進み、

社會政策

の實行は、舊來の法律、人類の平等觀念の一部をさへ改めやうとし、この風潮に誘はれて、

労働者の自覺

も亦た急速に進まうとして居る如き、現今の時代に於て、斯うした、

工業主にのみ都合のよい

得手勝手な契約を強制して居る事は、

時代錯誤

の古い方法であつて百害あつて一利なき事であると、吾人は極言して憚らざる次第である。

四、正しき契約書

然らば、如何なる契約書が、

現今の時代に適し

て、労働者の反感を買はず、しかも彼等の精神上に

確實な効果を及ぼすか？

と云はゞ、吾人はこれに答へて、

双務的のものたらしむべし

と云はうとするのである。

資本家、労働者、使ふ人、使はれる人と、立場こそ違つて居ても、元來、同等の人格者

である。

双方の合意に依つて、

一方は勞力を提供しやう

とし、又た、

一方は其勞力に對して報酬を拂はう

と云ふ事を約束する。

其意志の表示として書くのが、

雇傭契約書

なのであるから、一方のみが義務を約して、一方は何にも約束せぬと云ふのは、明かに不當であつて、契約書の態を成さぬもの

であるとも云へるのである。

故に一方が、

工業主の爲めに、勞力を提供して、誠實に勤務すべき事を契約したならば、一方は、

其生活の安全を保證して、其提供する能力に相當する報酬を拂ふべき事を約束する

のが、

正しい雇傭契約書

であつて、これならば、

誰に見せても差支はない

ので、何等の問題も起らぬ筈である。

吾人は今後の、我が工業界に於て、

職工雇傭の始めに於て訂結する契約書

は、必ず斯うした、

双務的のものたらしめたい

と望む次第である。

殊に、

勤務期限を定めて其期間の勤務を約せしむる場合

に於ては、單に労働者から、

片務的にそれを誓はせる

のみでなく、事業主は其期間、彼れ及び、彼れの家族の、

生命の安全を保證する事を約す

るのが至當である。

現に獨逸の民法には、明かに、

契約期間は、雇主に於て、被雇者の身體、精神の安全を計るに足るの、施設をしなければならぬ。若し此事が行はれなかつたならば、其契約は無効である

と云つた意味の條文があるのである。

労働者も人間である以上

生命の安全を犠牲にして迄、契約を履行せなければならぬ

と云ふ理由はないのである。

此の事は、雇傭契約を訂結するに就ての、

労働者にとつての大切な事項

である。これをしも缺いて、雇主は何等の義務も負はない約束は養ひ片務的であるのである。

然らば、吾人の謂ふ所の双務的の契約書とは如何なるものかと云ふに、

雇傭契約書

(本書は正副二通を作り正を工業主、副を職工に於て保管し置くものとす)

住所 何市何區何郡何番地

工業主

何々會社

印 紙

原籍

何縣何郡何村大字何番地

平民何某弟

住所 何市何區何町何番地 何某方

職工 何野某

明治何年何月何日生

右當事者に於て左の契約を締結す(但工業主を甲として職工を乙として保證人を丙とす)

一、乙は大正何年何月何日より向ふ三ケ年甲の工場に於て勞務に服する事を約し
甲はこれに對し規定の給料を給與するものとす。

二、甲は乙の承諾を得ずして濫りに雇傭權を第三者に讓渡せざるものとす。

三、乙は甲又は其代理人たる管理者の指揮命令に従ひ誠實に服務し甲の定むる社則
及命令を遵守すべき事を約す。

四、乙は規定の休日又は疾病及び正當の事由ある場合の外濫に勞務を缺かざる事を
約す、

五、甲の支給する給料扶助及扶助料金の金額並に支拂時期は社則の定むる處に依る

六、當事者の一方の不得已得事由に依り此の契約を解除せんとする時は少くとも二週

間前に其事由を具し之を豫告する事を要す。

七、乙に於て此の契約に違背し、勞務に服せざる場合に於ては甲は何時にても直ちに
解約を爲す事を得。

八、下に連署したる保證人丙は甲に對する乙の義務を保證し乙と連帶して其責に任
すべき事を約す、

以上の契約を證する爲め左に署名捺印するものなり

大正 年 月 日

何々會社代表社員

工業主 何 某 印

職工 何 某 印

保證人 何 某 印

これは某工業會社の現行のもので、未だ十分理想のものではないけれども、其形式が
双務的になつて居る丈けでも、

正しいものに近いのである。

更にこれに、上述の如き安全保證の條項を加味し、

労働者の人格尊重

の意味を加へたならば、完全な、理想的のものとなるであらうと思ふのである。

願はくは、賢明なる工業主、並に工場當事者諸氏が、此の時勢と、此の不合理とに眼醒めて

理想的のものを作製實施

せられたいものであるのである。

(完)

附 録

一、採用に就ての精神検査法

一、精神検査とは何ぞ

精神検査と云ふのは、職工を採用する際に於ける、智能や、記憶や、反応や、模倣や、視覚やの

能力の程度

を、科學的に、

一定の標準に照して測定し

て、其個人の能力の高低優劣を検し、以て、

事業に對する適不適

を定め、若しくは、其人に、

課すべき仕事を定める

附 錄

處の方法であつて、實に、

工業能率増進の根本的方法

であるので、近時各種の工場、商店等に於て、

使用人採用上の必要方法

として、漸く重要視されて來たのである。

然しながら、此の方法は、大抵、

應用心理學

を應用して考案されたものであるから、其方法は概して面倒で、多くの時間を要し、且つ種々の機械装置を要し、尙ほこれが正確なる運用には、

専門の智識ある人

を要するのであるから、出入の頻繁な我國の一般工場に於て、一々これを職工の採用時に實行すると云ふ事は、到底不可能であるから、

第一次の採用試験

に於ては、上述の吾人の所謂、

職工採用方法

位の程度に於て、通過させて置き、然る後ち、

特に智能若しくは或る種の精神能力の必要な仕事

に従事せしめる者に限つて、充分なる、

メンタルテスト 精神検査

を行ふて採用する事にするのが、適當ではあるまいかと、吾人は考へる次第である。

さうして、漸次、簡單にして有効な検査法を、一般の採用検査にも應用して行く様に考案工夫する事が必要であると思ふのである。

左に、現今心理學者に依つて行はれて居る、此の、

精神検査法の二三

を記述して、一般工場當事者の御参考に供する事としやう。

一一、感覺の検査

總ての精神的能力の基本である處の、

各個人の感覺の鋭鈍

を測る方法としては、種々の方法があるが、最も簡單なのは、

兩脚痛覺計

を使用する、

皮膚の痛覺試験

であるのである。

此の方法に於ては、被檢者に目隠しをなさしめ、其頬の皮膚を、兩脚痛覺計（コンバスの脚の尖端が鋭利なる針となり居るもの）にて刺激して、其兩端の痛覺の辨別し得る、最少限度を求め、これを既定の標準に照し合せて、

標準と同等若しくはそれ以下の小さき距離にても、兩點を辨別し得るもの

を合格とし、これに反して、

標準より以上の大きな距離に非らざれば、兩點を辨別し得ざる

如き、感覺の遲鈍なる者は、不合格と定めるのである。

三、反應試験

反應と云ふのは、被檢者が、或る一つの、

刺激を受けて、それに反應する速かさ

であつて、これは職業に依つては、極めて、

迅速なるを必要とする

のである。

例之ば、

製品検査工

の如きは、一つ一つの物品を見て、速かに其良否、正不正を判別しなくてはならぬので

あるが、此の判別力は、熟練の効も大いに加はるけれども、

其基本は反應力の働き

に在るのである。

故に、斯うした、瞬間に辨別する事を要する仕事に従事する人には、反應の速度の早い人を採用しなくてはならぬのである。

反應の速度を検査する方法は、機械を用ゐて、

一定の時間(二秒毎とか三秒毎とか)に、一つの小窓から、各種の刺激(例之は各種の色彩とか、數字とか、物の形とか)を瞬間露出せしめて、直ちにこれに反應せしめる。さうして、其刺激を見せた時から、反應をした時までの時間を測つて、既定の標準に照合して見て、合格、不合格を決するのである。

此の機械は時計仕かけになつて居て、續いた色彩なり、文字なりが、小窓からチョイと現はれて、直ぐに消えて仕舞ふ装置になつて居る。

被檢者は、これを見て居つて、豫て約束された色、例之は赤なら赤が出た時には、出

来るだけ速かに、合圖をすとか、或は、現はれた數字なり、物の形なりを、

五若しくは犬、馬

と云ふ風に讀むなりして、反應するのである。

斯うして、此の刺激の現れた始めから、反應した時までの時間を測つて、

遅速の度

を見るのである。

尤もこれは、數回繰り返して行はしめて、

其平均を取る

のである。

四、記憶の検査

物事を記憶する能力、即ち、

記憶力

を検査する方法には、これ亦た種々の方法があるが、一番簡單なのは、
寫真と人名の記憶法
である。

此の方法に於ては、十六人の男の寫真を、一枚の臺紙に貼りつけ、其一つ一つの寫真の下には、其人の姓名を記入したものを、

二分間被檢者に見せ

た後ち、同じ十六人の寫真を、今度は、

順序を全く混亂せしめて臺紙に貼り、姓名を書かない
のを示して、一番は何誰、と答へしめて、

記憶力の程度を検査する

のである。

此の試験の平均標準は、

十分の五、即ち十六人中八人正確に當る

筈である。故に、八人以上當れば、其個人の記憶力は、一人前であるので、即ち

合格者と定める

のであるのである。

五、目測の正否検査

物を目で測つて、正確であると云ふ能力は、或種の仕事には必要である。

これを検査するにも、種々の方法があつて、機械を用ゐるものもあるが、簡單なのは、

- 一 白紙に一つの圓形を描いてあるのを渡し、目分量でこれを二等分せしめる。
- 二 同じく白紙に圓形を描いたものを與へて、これの中心點を打たしめる。
- 三 白紙に二本の直線を描いたのを渡し、一つを二等分し、一つを三等分せしめる
さうして、其正確さを檢尺し、標準に照して、正否の度を定めるのである。

六、視覺の正否検査

眼の物を見る能力の、正確であるか否かを、検査する便法は、

鏡寫描字法

である。

此の方法は、

一枚の白紙に多劃の文字、若しくは七稜九稜等の、多角の形を描きたる物と、別の白紙とを併べて置き、其向ふに鏡を立て、二枚の紙の映るやうにし、被検者をして、鏡を見て其文字なり、角形なりを、白紙に模寫せしめるのである。

尤も、鏡のみを注視して、決して文字なり白紙なりを見る事を許さぬのである。鏡に寫つた文字は左文字に映つて居るのである。それを右文字に書かしめ、さうして書体を似せしめるのである。

原紙と比較して見て、大きさも、形も、字体もよく似たものが良いのである。

七、考ゆる能力の検査

被検者の、物を考ゆる能力を検査するには、

設問法

に依つて、多くの問題を課し、一定の時間内に答へ得た数によつて、其能力を判定するのである。

例之ば、

- 1 野菜の名三つを記せ
- 2 金属の名三つを記せ
- 3 機械の名三つを記せ
- 4 絹布の名三つを記せ
- 5 綿製品の名三つを記せ

- 6 君の友人の名三つを記せ
- 7 君の親族の名三つを記せ
- 8 海洋の名三つを記せ
- 9 都會の名三つを記せ
- 10 名所の名三つを記せ
- 11 水は何色か
- 12 空は何色か
- 13 石炭は何色か
- 14 銅は何色か
- 15 眞鍮は何色か
- 16 熱すると物体は何うなるか

- 17 光りとは何か
 - 18 風の正體は何か
 - 19 電車は何うして走るか
 - 20 汽車は何うして走るか
- と云ふ如き問題を大書して置き、此の前で一分間だけ答案を書かせ
- て見て、正確に幾つ答へ得たか、と云ふ事を檢して、考わる力を試すのである。

八、計算の能力檢査

計算の能力を試験するには、

簡單なる加算

の計算を課し、

一定の時間に正確に計算し得た数を測り、其能力を知るのである。即ち、

四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
3	2	9	3	9	8	9	1	8
2	5	6	6	9	4	5	5	6
1	3	7	9	8	8	9	1	9
9	8	8	8	7	6	1	3	5
8	8	8	6	5	5	6	4	6
6	4	3	9	7	7	6	4	4
7	6	1	8	8	7	8	2	7
3	3	2	1	2	1	2	8	5
4	9	2	2	3	2	1	9	2
5	3	5	4	5	4	3	7	6
6	5	6	5	6	5	6	7	9
8	4	6	8	9	8	9	1	6
7	5	8	6	7	6	7	3	2
3	8	9	7	8	7	8	2	7
3	8	1	7	8	7	7	3	8
	7	3	5	6	5	4	6	1
		5	2	3	2	3	7	9
		5	2	2	1	2	8	

一	二	三
6	5	7
6	2	5
7	7	4
7	8	6
5	6	3
4	5	2
3	4	1
8	7	8
4	8	3
	8	7
	3	9
	1	4
		5
		3

と云ふ如き、題を示し、

一分間に幾行計算し得るか

と云ふ事を測定し、標準に照して、

合格不合格を決する

のである。

九、模倣力の試験

織物の設計圖、即ち、

碁盤形の角罫の中へ、白と黒とにて模倣を書けるもの

を與へ、別に何も描かない、

白紙の角野の同じ大きさのもの

を與へて、手本の通りに模様を染めしめる。

さうして、間違の度の少いのを、

模倣能力の高いもの、

と定めるのである。

十、綜 結

此外に、想像力の試験法だとか、觀念聯合の力の検査法だとか、種々の検査法があるが、餘り複雑な検査を行ふのは、反つて、

繁雜の度を増す

ばかりで、其効果は其割に上がらない様であるから、此の位の程度に止めて、要するに手數がかゝらずして効果の多い方法

を案出して、これを実行する事が肝要であると思ふのである。

(千九百二十二年十月)

二、健康診断の標準に就て

一、はしがき

十月一日愛知縣會議事堂に於て、愛知縣工場衛生會の

醫師部會

が開催されると云ふ報知を東洋紡績の衛生監督、岡崎龜彦氏から受取つたのであつた。二十九日の朝東京局から歸つたばかりで、山の様に積んで居る要務をまた片端も處理し了らない内で、甚しく出惡かつたが第一回の工場醫の大會だと云ふ事であつたから、思ひ切つて參列する事にしたのである。

仲秋望の夜に當る九月三十日の、午後九時五十分大阪發の郵便急行列車に乗り込んだが、其夜は例の未曾有の大暴風雨の最中であつたので、家から梅田に行く間にもうづぶ濡れになつた。さうして切符を買はうとすると、切符賣の娘さんが、『稻澤と批杷島と

の間の鐵道に故障がありますので、列車は名古屋まで行かないかも知れませんが、それでもよろしいか、』と云ふ。家人はこんな晩に行くのは止したら何うだと云ふ。

けれども折角思ひ立つたのを、中止するのも残念と、更に驛の鐵道案内所に就て聞き質すと、『確かな事は分り兼ねますが、雨風が少し静かにさへなれば行けない事もありますまい。』とあるに力を得て、遂に思ひ切つて汽車に乗る。

京都へ行くまでの途中は驚くべき猛烈な勢で風雨は列車を襲ひ、幾度か轉覆しはしないかと膽を寒からしめたが、近江路に入つてからは頼みに其威力衰へ雨も風も小やみになつたので、心配した故障の現場も辛うじて通過する事が出来て、通例の時間より二時間餘り遅れの午前五時無事名古屋に着いた。

驛前の支那忠支店へ投じて朝の九時迄グッスリ一眠り、それから起きて湯に入り飯を食ひなどし十時宿を出で、東洋紡績名古屋營業所に岡崎氏を訪ひ、今日の會合の時間及び出席の件に就き打合せを爲す。

一旦宿に歸り、用務を濟し、晝飯を喫して後、車を命じて縣會議事堂に行く、岡崎氏

の御盡力と、松澤工場課長の御厚意とに依り、來賓として列席を許され、十二分に會議の實況を見る事を得たので、風雨を冒して來た效があつたと、大いに喜悅し感謝した次第であつた。

一、會合實況一斑

元來此の愛知縣工場衛生會は、前の同縣工場監督官松崎章太郎氏の主唱に依り、昨年十月に組織せられたもので、同縣下に於ける職工五十人以上を使用する、工場主並に工場醫、工場囑託醫を會員として居るのであつて、

- 1 工場主部會
- 2 醫師部會

の二つの部會に分れて居るのであつたが、昨年十一月に發會式を舉げた後ち。工場主部會の方は數回の會合もし、衛生講演や、衛生演劇も催されて、着々活動されたのであつたが、醫師部會の方は、部長たる松崎氏が他へ轉任せられた爲めに、今日迄未だ一回

も總會を開く運びに行かなかつたのであつたが先般其後任者として、

醫學士 井口哲宗氏

が愛知縣工場監督官兼技師に就任せられたので、同氏を部長とし、茲に、

第一回醫師部總會

を開催さるゝ事になつたのである。

部員總數二百五十餘名の中、當日來會したのが、

百二十餘名

で、これ丈の工場醫が集つたのは、空前の事と云ふべしである。

當日開會時間前に於て、東洋紡績衛生監督課の出品にかゝる、各種衛生試験器具、各種微菌、各種傳染病仲介者標本等の供覧があり、午後二時より彌々開會せられたのであつた。

會のプログラムは、

一、開會の辭

瀧 會長

一、新任の挨拶 井口副會長

一、議 事

1 健康診断の標準決定の件

2 醫師と工場と職工との關係の件

一、講 演

1 工場醫の天職 松澤工場課長

2 工場臨檢所感 井口工場監督官

一、諮問事項

一、法規の説明

一、閉會の辭 以上

であつて、いづれも工場衛生上有益な事項のみであつた。

尙ほ當日の來賓は、

愛知縣警察部長 松原權四郎氏

同 工場課長 松澤 清氏

同 衛生課長 種田成次郎氏

名古屋市衛生課長 花井善吉氏

工業教育會主事 宇野利右衛門氏

其他工場課員數氏

等であつた。名譽會長松井久氏、農商務省工場監督官石原修氏、同古瀬安俊氏等も列席の筈になつて居たが、暴風雨の爲めに列席せられなかつた。

三、健康診断の標準

此の工場醫會に於て、吾人の受けた工場衛生上の利益は、頗る多大であつたが、就中面白かつたのは、決議事項たる。

1 健康診療上の標準統一の件

2 工場醫と工場主及職工との關係統一の件

の二問題に對する、會員の討議であつた。

殊に第一の健康診断上の標準統一の件は、學理上から云つても、實際上から云つても頗る興味あり且重要な事項であるから、其討論は極めて興味のあるものであつたのである。

されば、此處にこれに關する原案提出の理由、會員の言論、決議等を記述して見る事と仕やう。

抑も職工雇入れの當時、若しくは定期に行ふ健康診断に於て、被檢者の、

體格

に、強、中、弱と云ふ如き決定を與ふるに就ては、單に肥瘦、皮膚の色澤等に依つて望診するのみにては不正確を免れないのであるから、何等か一定の、

標準

を設定して、これを適用しなければならぬと云ふ議論は、

農商務省工場監督官古瀬安俊氏

の夙に唱道せられつゝある處であつて、同氏は多年本邦官公立の學校生徒の體格に付、平均程度を求められた結果、左の數字を本邦男女年齢に於ける中等發育表として、

體格檢定の標準

と爲すべき旨を、本會主催工場法講習會、其他に於て發表されたのである。

◎本邦學生生徒及兒童中等發育表

甲 男 子

年 齡	身 長	胸 圍	體 重
七 歲	三、五二	一、七九	四、六六〇
八 歲	三、六七	一、八四	五、一三〇
九 歲	三、八二	一、九一	五、六〇〇
十 歲	三、九七	一、九七	六、一〇〇
十一 歲	四、一一	二、〇三	六、六四〇
十二 歲	四、二四	二、〇八	七、二三〇

年齡	身長	胸圍	體重
十三歲	四、四一	二、一五	七、九五〇
十四歲	四、六〇	二、二四	八、九四〇
十五歲	四、八三	二、三五	一〇、三三〇
十六歲	五、〇四	二、四六	一一、八四〇
十七歲	五、一八	二、五五	一二、八三〇
十八歲	五、二五	二、六一	一三、五〇〇
十九歲	五、二八	二、六六	一四、〇〇〇
二十歲	五、三〇	二、六八	一四、二六〇
二十一歲	五、三一	二、七〇	一四、四三〇
女			
七歲	三、四八	一、七三	四、五〇〇
八歲	三、六三	一、七八	四、九一〇

九歲	三、七七	一、八四	五、三六〇
十歲	三、九二	一、九〇	五、八九〇
十一歲	四、〇八	一、九五	六、四五〇
十二歲	四、二三	二、〇二	七、一七〇
十三歲	四、四五	二、一一	八、二三〇
十四歲	四、六〇	二、二〇	九、一七〇
十五歲	四、七四	二、三二	一〇、二三〇
十六歲	四、八四	二、四二	一一、三五〇
十七歲	四、八八	二、四八	一二、〇〇〇
十八歲	四、九〇	二、五四	一二、四八〇
十九歲	四、九〇	二、五七	一二、七四〇
二十歲	四、九一	二、五八	一二、八六〇
二十一歲	四、九一	二、五八	一二、八六〇

(二十一歳以上は二十一歳に準ず)

さうして

- 一、體格強健とは本表以上の發育を爲し、且つ無病健全なるもの、
 - 二、體格薄弱とは持久性の疾病を有し、且つ發育本表以下に不良なるもの、
 - 三、體格中等とは以上に該當せずして本表相當の發育をなせるもの、
- と爲すべき事を主張せられたのであつた。

古瀬氏の此の唱道は、學校衛生及び工場衛生に於ける、體格検査の上に標準の觀念を注入し、各地の學校及工場等に於ては、氏の標準に加ふるに自工場に於ける平均率を加算し、以て標準數字を造り、これを實際に應用するの風が、大に行はるゝ様になつたのである。

愛知縣工場衛生會に於ても、幹事の意見として此の標準の決定統一を計る事となり、岡崎、清水、太田等の三幹事主としてこれが調査に従事し、古瀬氏の標準に文部省直轄學校の平均率、及び東洋紡績各工場の平均率を加へ、此三者の平均數を算出したのであ

つた。即ち

女工體格検査標準表

年 齡	身 長			平 均
	文部省直轄學校	古瀬氏標準表	東洋紡績女工	
十一歳	— <small>仙米</small>	一二三、五	— <small>仙米</small>	一二三、五
十二歳	一三九、一	一二八、三	—	一三三、七
十三歳	一三九、六	一三五、五	—	一三七、六
十四歳	一四四、六	一三九、〇	—	一四一、八
十五歳	一四七、三	一四三、一	一四〇、六	一四三、六七
十六歳	一四九、二	一四六、四	一四一、三	一四五、六三
十七歳	一四九、三	一四七、三	一四三、三	一四六、七三
十八歳	一五〇、一	一四八、一	一四四、〇	一四七、四〇
十九歳	一四九、九	一四七、九	一四四、〇	一四七、二七

二十歳	一四九、四	一四七、九	一四三、〇	一四六、七七
二十一歳	一五〇、二	一四八、七	一四四、〇	一四七、六三
二十二歳	一五〇、四	一四八、六	一四四、〇	一四七、六七
二十三歳	一四九、五	一四八、七	一四三、一	一四七、一〇
二十四歳	一四九、七	一四八、七	一四四、二	一四七、五三
二十五歳	一四九、四	一四九、三	一四三、一	一四七、二〇

胸 圍

年 齡

文部省直轄學校

古瀬氏標準表

東洋紡績女工

平 均

十一歳	六三、二	五九、一	—	五九、一
十二歳	六三、二	六一、一	—	六二、二
十三歳	六二、七	六四、〇	—	六三、四
十四歳	六四、七	六六、七	—	六五、七
十五歳	六九、〇	七〇、一	七三、〇	七〇、七

十六歳	七〇、三	七三、〇	七四、六	七二、六三
十七歳	七一、八	七五、二	七六、九	七四、六三
十八歳	七四、九	七六、八	七九、〇	七六、九〇
十九歳	七五、三	七七、七	八〇、〇	七七、六七
二十歳	七六、二	七八、〇	八〇、五	七八、二二
二十一歳	七六、二	七六、六	八〇、五	七七、七七
二十二歳	七七、一	七六、五	八〇、〇	七七、八七
二十三歳	七七、三	七六、四	八一、五	七八、四〇
二十四歳	七七、三	七六、三	八二、二	七八、六〇
二十五歳	七六、〇	七五、〇	八二、〇	七七、六七

體 重

年 齡

文部省直轄學校

古瀬氏標準

東洋紡績女工

平

均

十一歳	—	二四、二一	—	二四、二
-----	---	-------	---	------

十二歳	三二、七	二六、八	—	—	二九、八	七、四五
十三歳	三三、一	三〇、九	—	—	三二、〇	八、〇〇
十四歳	三六、六	三四、四	—	—	三五、五	八、八八
十五歳	三九、二	三八、六	—	—	三九、一	九、七七
十六歳	四二、五	四二、三	—	—	四二、五	一〇、六二
十七歳	四四、四	四五、〇	—	—	四五、〇	一一、二四
十八歳	四五、三	四六、八	—	—	四七、〇	四六、四
十九歳	四七、二	四七、六	—	—	四六、五	四七、一
二十歳	四七、八	四八、一	—	—	四八、二	一一、七八
二十一歳	四七、八	四八、一	—	—	四八、三	四八、二
二十二歳	四八、二	四七、八	—	—	四八、一	一一、〇二
二十三歳	四七、一	四七、五	—	—	四九、〇	一一、一二
二十四才	四七、五	四七、二	—	—	四九、二	四八、〇
						一一、九八
						四八、一
						一一、九九

二十五歳 四六、四 四七、二 四九、二 四七、六一、九〇

此表を標準として體格検査を爲す事を、第一の原案とし、更に實際の場合に臨み、急速の判定を要する場合に、一々此の標準表に據る事の出来ない場合を慮り、年齢十六歳に於て、

- 一 胸圍が身長の二分の一に相當する程度の者を中等とし、それより一寸以上大なるものを強健と見做し、一寸以上小さきものを虚弱と見做す事とす。
- 二 體重十貫匁以上の者を中等とし、それより一貫匁以上重き者を強健と見做し、十貫匁に満たざる者を虚弱者と見做す。

と云ふ便法を設けて第二原案とし、これを此の總會に提出して、體格検査の公定標準としやうとしたのであつた。

井口副會長議長席に着き、幹事より原案の説明があつて、會員の討議に移つると、續々として反對説が出た。

今其中の有力なるもの二三を挙げれば、

一、標準無用論

吾々は多年職上の健康診断に従事して、學理と經驗とに依りて斷定を爲しつゝ、ありされど未だ嘗て何等の不便も、不都合も感じたる事なし、何を苦しんで今更標準を設くの必要ありや。云々

二、標準有害説

等しく職工と雖も、其職業に依つて或は體力を要する業務あり、或は左程強健ならざる者も尙ほ堪得る業務あり、其差頗る區々にして千差萬別なり。然るに一つの標準を設けて、此の複雑なる對象を統一せんとするが如きは、百害あつて一利なき杓子定規的方法なり。云々、

三、研究 説

斯の如き重要な事項を決定するに對し、原案提出者の示された材料は、尙ほ餘りに貧弱の感ありて、他に尙多くの材料あるべき筈なり。故に更に慎重なる研究を重ねて、

然る後決議を爲すも決して遅しとせず。云々、

第三の研究説には賛成者多く、其結果、

委員附托説

出で採決の結果大多數にて、

委員附托調査

に決し、副會長に於て、四名の幹事と、十五名の委員とを指命して、更に慎重に研究の上發表する事に決議されたのである。

吾人も亦た今少し研究せられた上で實際に應用せられん事を希望するものである。但し試みにこれを職工採用上の標準に採用せらるゝ事は妨げない事であらうと思ふのである。

(千九百十七年十月)

三、職工の健康診断に就て

一、工場衛生問題

工場経営上、職工の健康の重んずべき事は、云ふまでも無い事で、従つて工場衛生と云ふ事は、職工問題の大部分を構成して居る處の最も主要な分子であるのである。

總ての職工問題、殊に婦女職工に關する諸種の問題は、大抵此衛生問題に基いて居るのである。

例之は、現在人員の平均と云ふ事も、夏期に於ける職工の疾病が、其減員を甚しくするものが、大原因をなして居るのである。

又た、現在所要丈の人員を所有しながら、これを工場に出勤せしめて、働かす事の出来ない缺點、即ち出勤率の低下と云ふ事も、亦た疾病の爲めに、職工の勞働力を殺がらんと云ふ事が、其原因の最も主要なものなのである。

更に職工募集の困難と云ふ事も、女工が少なからず病氣に罹つて、淺ましい姿で歸國する爲めに

工場へ行けば病氣になる。

と云ふ如き、誤つた考へを郷黨に抱かしめ、それが段々廣がつて、工場の募集に應ずる事を躊躇する風を生じ、募集の困難を増加して行くのである。

現に、

一 地方出身の職工の中から、引續いて三名以上の肺病患者が出た場合は、最早其地方から職工を得る事は絶望で、のみならず、現在働きつゝある者も、大部分は召還さるゝ如き恐のある事を免れない。

と云ふ事は、經驗ある當事者の言葉であるが、實にこれ程恐るべき關係が、衛生問題と職工募集との間には、存在して居るのである。

尙ほ此外に、

職工勤続年數の問題

の如きに於ても、現今の如く一般職工の勤続年数の、甚しく短のいは、種々の複雑な原因があるのであるけれども、此の職工身體の健否問題と云ふ事が、大なる害因である事は、云ふまでもない次第なのである。

現に多数の工場主の理想であり、且爲政者、學者等の提唱しつゝある處の

永久職工

の如きも、唯だ一種の空想たるに過ぎずして、これを實際に見る事の出来ないのは吾人の見る處を以てすれば、

我が職工には、一定の安全の労働年限があつて、それ以上に長い年限の、工場労働には堪へられぬ

と云ふ、健康上から来る必然の制限がある爲めであると、信ずるのである。

斯う云ふ工合に總ての職工問題は、大抵密接な關係を衛生と云ふ事に、有して居るのであるから、職工事情を改善し、工業の發展を阻害する、各種の困難を除くには、是非

共先づ職工をして

無病息災

であらしめねばならぬのである。

二、新入者体格診査の嚴密

職工の多数を、常に無病息災の位置に置いて、其勞力を十分に活用仕やうと云ふ事は工業家の爲めには、第一の理想であるべき筈で、又た此事の爲めには、出來得る限りの努力を仕なければならぬのである。

然るに吾人の見る處では、現今の多数の工場主、若しくは工場當事者の、此事に對する施設の方針は、頗る一時的の姑息なものであつて、唯だ眼前の飯の上の蠅を追ふ如き事が多く、根本的に彼等の健康を保護すると云ふ事に就ては、一向力が注がれて無い様であるのである。

吾人はこれに就て、云ひたい事は甚だ多いのであるが、茲には其中の根本義とも云ふ

べき、二つの事に就て工場當事者の、反省を促して見たいと思ふのである。
其中の一つは、

健康な人のみを選んで入社せしめ、身体に弱点のある人は、如何なる情實があつても、決して採用しない事

即ち、新入職工の体格検査を十分嚴密にする事を、勵行するの風を養ふの必要を、唱導したいと思ふのである。

此事は工場衛生の上に於ける、根本義であつて、如何に其工場の衛生保健設備が、完全であつても、元から身體に弱点のあるものを採用して、入社就業せしめると云ふ如き事であつたならば、到底十分の成績を擧げる事の不可能である事は、元より云ふまでも無い事なのである。

然るに、職工の缺乏に苦しむの餘り、一時の間に合せと云ふ理由の下に、醫師が不合格と定めた者を、り採用さふ如き、姑息な名義に依

つて入社せしめたり、

又は、募集地の關係上、送還する事の出来ぬ情實があるとか、此の一人を返へせば同行して來た十人の善い女工も、去つて仕舞ふからとか云ふ如き、極めて目前の、一時的な事情に打負けて、不合格の者を假り採用にする如き例が、往々にある事を吾人は認めるのである。

處が、斯の如き身體の何所にか、弱点のある者、例へば、肺勞の素質のある者とか、心臟瓣膜に故障のある者とかは、現今の工場に於ける如き、長時間の勞働に堪わられないのは、云ふまでも無い事であるから、必ず四五ヶ月の後、若しくは一年未滿で、甚しく健康を害し、遂に郷里に送還しなければならぬ事に立至るのである。

此時に臨んで、其出身地の郷黨は、此人の淺しい姿を見て、

彼れは初めから弱かつたから、病氣になつたので、致し方がない。

とは決して云ふまい。必ず

工場へ入つたから、彼様になつた。

と云つて、其人に同情するであらう。決して其父母や兄弟姉妹は、最初弱い身體の者を採用して貰つた好意を忘れて

工場へさへ遣らなければ、此様な病氣にはなるまいに、

と云つて、工場を恨む事となり、本人は尙更ら、自分の不名譽な歸郷を云ひ紛らさん爲めに、工場の事を悪し様に罵つて、

工場は恐ろしい處、

と云ふ事を、村中に云ひふらすと云ふ如き事は、人情の上から考へて、必ずあり得べき事柄であるのである。

されば、工場は始めに、募集地に對する目前の好意、募集人の感情を害さい爲め、同行者を引止めると云ふ如き、眼先丈けの情實に拘はつた爲めに、

個人の生命を危くし

募集地に非常な悪影響を與ふる。

と云ふ如き、重大な悪結果を醸したのである。

以上の如き實例は、現今の工場には珍しからぬ事であつて、募集地の頽廢と云ふ、工場に取つての大損害は多く斯う云ふ事から其原因を崩して來るのである。

更に、内部に於ても、醫師が診断して不合格と決定した者を、情實の爲めに屢採用して、醫師の診定を無効にする様な事が度重さなると、醫師の方でも自然に、此診定と云ふ事に重きを置かなくなつて、

よい加減に濟して置く、

と云ふ事になる。

此のよい加減と云ふ事が、現今の弊害の主因である。これが爲めに規則丈けは立派にありながら、有名無實に流れて仕舞つて、玉石混交強壯な者も、虚弱の者も、何でも彼でも、無暗に取り込む事になつて居るのである。

斯う云ふ不注意、不撰擇は現今の一般工場に於ける、通弊であるのである。これが爲めに工場衛生上に尠なからざる害毒を及ぼし、比較的多くの病者を生せしめて、

工場は人の健康を損ふ恐しい處、

と云ふ觀念を一般世人に與へて、募集上其他總ての事に就て、多大の困難を招きつゝあるのである。

故に吾人は、入社を始めに當つて、健康診断を嚴重にして、醫師の認めて不合格とした者は、如何なる事情があらうとも、斷然これを採用せず、或場合には、鐘紡の某店で
行ふ如く、

社費を以てこれを送り還す

と云ふ位の處置を執つても、姑息な手段を以て、これを假り採用仕て置いて、後に大なる損害と、不評判を招くよりは、遙かに利益ある事であると、吾人は確信するものである。

二、平素の注意

それから、第二に吾人の云はんとする處の事は、

平素に彼等の健康状態に、綿密な注意を拂ひ、健康者と、不健康者とを、玉石混

交して同一程度の労働を強いざる様、區別して保護する事、である。

一 体現今の新人者に對する體格検査は、一種の關門の如きもので、兎も角も此關門を通過して、採用せられて仕舞へば、其後は玉石混交、弱い者も強い者も、同じ程度の待遇を受けて、其間に何等の區別をも置かれないのである。

尤も、規律を重んじ、規則づくめで多人數の職工を、管理して行くべき大工場に於て一々個人の健康を考へて、其待遇法に區別を設けると云ふ事は、事實上に於て、行ひ難い事柄であるかも知れぬ。

けれども、少くとも、醫師が診断して肺臓とか、心臓とか弱點があると定めた者を、已むを得ない事情の下に、入社せしめる如き場合には、

其人の素質の弱いと云ふ事を忘れずに、特別の保護を加へる事、が正當な處置ではあるまいか？。

如何に規律を重んずるところの工場だとは云へ、今日の如くこれ等の弱者をも同一の

規則で束縛して、強者と同じ程度の労働を課し、同じ程度の待遇を與へると云ふ事は、甚だ杓子定規の仕方ではあるまいか？。

これこそ、所謂、

理屈らしい無理屈

であるのである。

現今の工場当事者の中には、斯う云ふ規則に囚はれた人が、少くないのである、吾人はこれを斯界の一缺點として少なからず遺憾に思ふのである。

吾人と雖も、決して工場の規則を破り、規律を亂してまでも、別々の待遇をせよ、個人々々に労働の程度を更へよ、と云ふのでは無い。直接彼等の保護に當る、寄宿係とか世話係とか、若しくは日々の休勤を處決するの任にある、醫師の如き人々は、彼等個人の健康の程度を一々知悉して居つて、常に弱い者の身體には、一定の規律の範圍内に於て、出来る丈けの保護を加へ、強い人に對しては可成奨励して、其利益を増進する様に手加減を加へて、夫々相當の待遇をする事が、正しい勞力保全、工場の利益増進の方法

であらうと、吾人は確信するものである。

四、健康カード

以上記述した如き、二つの必要上

イ、新入當時の体格検査を嚴密にする事

ロ、其成績を記録し置く事

ハ、其以後の健康状態を一々記録し置く事

と云ふ、三つの條件を備へた

健康カード

と云ふ物を、拵けて置く事が、甚だ便利であるのである。

此物は、東京の各工場の中には既に採用しつゝある處もあるが、茲には最も完全に近いと認めらるゝものを、二種丈掲げて、一般の参考に供したいと思ふ。

氏名 (表の例貳第) 通番 號
 之健康診察表 本表 號

年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
既往ノ著患													
五官器													
消化器													
呼吸器													
循環器													
運動器													
泌尿器													
生殖器													
體重増減													
處理													

(例壹第)

番 號	通 張 室	姓 名	出 生	年	月	日					
	イ 25	〇 〇 〇 〇 〇									
本籍	廣島縣佐伯郡大柿村千五百六十五番戸										
入社	41年3月17日		入經社前歴	農 業							
年	月	日	身長	胸圍	體量	聽視器	四肢	體格	營養	成績	摘要
41	3	17	125	60	7200	トラホーム		不長	不長	丙下	種痘
41	10	16	125	61	7750	〃	扁平足	中下	中	丙	
42	4	15	128	62	8000		〃	中	中下	乙下	
42	6	7									種痘
42	6	15	入	室							胃加答兒
42	9	20	退	室							
42	8	20	入	室							脚氣
42	8	29	退	室							
42	10	16	130	64	8450		〃	中上	中上	乙	

(第貳例の裏)

氏名	自月室號		自年月部		生	年	家	
	月	日	月	日	國	齡	職	職
年	月	日	月	日	月	日	月	日
體重								
身長								
胸圍								
腹圍								
種痘								
食量								
嗜好								
月經								
胸形								
脊柱								
畸形								
營養								
齒牙								
體格								
自訴容態								

一は某社某工場のもので、其成績記事の記入してあるもの、二は東紡橋場のもので其用紙丈けである。

此の二種のカードは共に入社當時の健康状態を、明細に記録してあるから、これに依つて、採否の標準とする事も出来るし、又た採用後待遇上の手加減を加へる、参考とする事が出来るし、更に、入院退院等健康状態の變化が、一々明記してあるから、彼等の健康が、事業の影響に依つて、如何に増減進退するかと云ふ事も、明かに知る事が出来るから、これを巧みに利用したならば、工場衛生の施設を定めるの標準とする事も出来るのである。

されば、此カードは工場衛生上の、メイトルとも稱すべきものであつて、職工の健康を保護し、努力の保全を計るには、根本的に必要なものであるから、一般工場に於て、必ず此種のものを持へ、總ての職工の健康状態を、一々正確に記録して置いて、一切の工場衛生の施設は、これを基礎として、研究せられん事を、吾人は切に希望するものである。

五、健康診断

此カードには、

- 1 入社當時の健康状態
- 2 其後の疾病

の二つを記録して置いて、少なからぬ参考になるのであるけれども、更に

3 一定の期日に健康診断を行ひ、其成績を記録し置く事に仕たならば、尙は一層好い参考となるのである。

上掲の實例中(一)に於ける、四十一年十月十七日、四十二年十月十六日の分は、此定期健康診断の成績であるのである。

東京モスリンに於ては、健康診断係りの醫員一名を常置して、毎日三十人位づゝの健康診断を行はしめて居るのであるが、これ程頻繁でなくとも、少くなくも一年に二回、即ち春秋二季に於て、一般の職工に對し、嚴密な診断を行ひ、其成績を此カードへ記録

し、尙は甚しく不良な状態にあるものは、業務を變更せしめるとか、歸國療養を命ずるとか、疾病に罹らない前に於て、適當な處置をする事は、所謂、

内的募集法

の中の重要な事項であつて、かう云ふ點に十分注意が届いてこそ、急に肺病患者の三四名を出して、有望な募集地を破壊せしめると云ふ如き、恐れを除き去り、完全な勞力保全を爲し得て、

總ての職工を無病息災ならしむる

と云ふ事も出来るのである。

六、綜 結

要するに、職工の健康を保護して、完全に勞力保全を爲し遂げるには、種々の設備や方法が要るのであるけれども、先づ根本的方法として上記の如き

A 新入者の体格を選ぶ事

- B 其成績を記録保存する事
 - C 入社以來の疾病經過を記録保存する事
 - D 定期健康診断を行ひ、甚しき不良者には、適宜の處置を施す事
 - E 其成績を記録保存し置く事
 - F 是等諸種の記録を、個人待遇上に應用する事
 - G 工場衛生施設の基礎を、此の記録の統計研究に置く事
- 等の事を實行するのが、肝要であると吾人は確信するものである。

(千九百二十二年六月)

四、職工の採擇に就て

本會主催職工取扱者講習會に於ける神田孝一氏の講演

一、職工の採擇

本邦各種の産業に従事する従業者の多數は餘りに、其の業務の撰擇に不謹慎なり。殊に大都市の労働者に於て然ること多きを觀る、彼等の多分は一時凌ぎ、不慥なる出來心一旦の偷安、不條理の誘惑、無責任の推選其他模倣或は空想に驅られて無造作に就職を決するを常とするが爲めに、轉業も亦同じく極めて無造作なるを常とする。甲職に不可なれば倏ち乙業に移り、昨は工場に今は家内仕事に、去就常なく流浪敢て意とせざるの狀あり。將又婦女にありては結婚其他家庭事情に制肘せらるゝ事餘りに大なるに相違なきも、一面には就業難渺なく、且つ概ね家族的幫助有りて、未だ純粹の所謂職業婦人として、一旦の失職の爲めに、生活上の窮迫に陥ること稀なるが爲め、旁々職業に對する熱

着心兎¹¹薄く、容易に心を動かすを常態とす而して此等の事實は本邦工場に於ける生産力の伸張に幾多の障礙あることは蓋し意想の外にして、而かも従業者の之れが爲めに受くる損失も亦甚だ少なしとなさず。

大正四年中專賣局左記各都市所在の工場に於ける職工異動の状況を知らんが爲め職工の自己の便宜によりて解備せられたる員數割合を調査したるもの左の如し

在籍千に對する一箇年解備歩合

工場所在地	男	女	平均
東京 (淺草)	二一四	三九七	三四一
水 戸	一四九	四二二	三三四
宇 都 宮	一一一	三九八	三〇八
名 古 屋	二二二	四五五	三八九
大 阪	四六七	八二七	七〇七
岡 山	三三九	四八四	四一五

金 澤	一六五	三六五	二八六
平 均	二四四	四九六	四一三

叙上大阪の如きは男女總員の七割以上の職工が年々異動し其の業務を轉換しつゝゑる割合となる。

斯くて本邦職工の多數が其の従事せんとする業務の撰擇に不謹慎にして、而かも職業の轉換を無造作に敢てして憚らざる實狀なることは、深く憂ふべき事柄なるに相違なきも、更に翻つて一般工場に於て職工を採擇しつゝある現狀に顧るときは、又甚だしく粗笨輕卒の譏を免るゝを得ざるは、恰も物品の購買に當りて單に其の價格と、其の個數とを問ふに忙はしく、肝腎なる品質の是非善惡を閑却せるに似たり。此等は幾多の事情に職由せるには相違なけれども、爲めに職工の異動離散を増加し、其の勤續期間を短か、らしむる惡因たることは、之を認めざること能はず。世間の無駄は尠からずとするも、短期間にて罷め去る者を、徒らに手數と費用とを盡して採用し、或は其の業務に不適任なる者を備入れて、之を訓練する程の無駄はなかるべし。一旦職工を採用せる以上は、

其の従事せしむべき作業に對し、十分の訓練を加ふるにあらざれば、適材も之を發揮し得ざるは勿論なれども、さればとて永く就業を欲せざる者、又は體格と素質とが其の業務に適應せざる者を、如何に督勵鞭撻したればとて、決し、効果あるべき筈なく、結局職工異動の頻繁なるは、常に工業主の損失たるのみならず、職工自身も亦た、轉々新規の業務に従事し、徒らに勞苦を重ねるに過ぎず、所謂一舉兩損に終らざるは稀れなり。是れ職工の採擇が工場生産力増加の爲め慎重且つ嚴密を要すべき所以なり。

二、職工採擇の方法

職工採擇の方法は、先づ個性鑑別に依らざるべからず。個性鑑別の法は(一)身體の検査(生理的診査)、(二)精神の検査(心理的診査)の二種に類別せらるべく、身體の検査は即ち健康の診斷にして、職工の採否檢定前須らく先づ其の體格、體質竝に疾病の有無を診定せざるべからず、徴兵の場合も勿論、消防夫、郵便配達夫等は、何れも嚴密なる健康診斷を爲さざれば採用せず。然るに職工に對してのみ此等の手續が往々等閑視せらる

は到底理解すべからざる事柄にして、工場生産力の増加に就き、其の間接的淵源は即ち職工の身體の適應(合格)なることは、多くの經驗に徴し否定し得べからざる事實なり。精神の検査も職工の採否決定前、身體検査と同時に之を行はざるべからず。精神検査に於て調査を要すべき事項概ね左の如し。

一、教育の程度(讀書、作文及計算等)

二、左記事項に關する質問

- (イ)生年月日(ロ)原籍、現住所(ハ)兩親の存否、兄弟姉妹の有無(ニ)修學せる小學校の所在地(ホ)既往従事したる職業(ヘ)就業せんとする動機並理由(ト)嗜好する食物及遊戯等

(三)注意力の測定(同字指摘法、同音指摘法逐加減暗算法等)

此等の検査は、其の事項を取調ぶるを目的とするよりも、専ら本人の精神状態即ち希望、趣味、習癖、感情、智覺、思慮及言語等を質問應答の際に於て、觀察審査するを其の眼目とすべきが故に、質問事項は勿論調査の方法も、其の男女年齢或は教育程度等に

應じ、臨機に變更するを可とすべきなり。例へば同字指摘法にありても、通例は假名文字を雜然配列して其の中より、一字を指摘せしむるを可とするも、亦た『日』『生』『人』『日』等の十數種の漢文字を多數配列せる中より一字乃至二字を抹殺せしむるも不可なし。要は其の教育程度其の他に鑑み一定時間内に抹消せる字數の多少と、脱漏の多寡とを參酌して、注意力の強弱を測定し得れば足る。斯くて就業の意志淺薄なるか、或は不強固なる者、又は注意力の散漫なる者或は病的なる者等を發見するはさまで難事なりとせず。精神検査の結果は、男女の性別、年齢の長幼、身體の健否、學力の高低等により、其の分界必ずしも明確ならざる場合多きも、概ね左記三種の素質に類別するを得べし。

- 一 多感質、感受性殊に強烈にして微弱なる刺戟も過度に感受し、一事に熱中し易く偏狹にして兎角逡巡躊躇し、杞憂を抱き猜疑心に富み、悲觀に傾き易し。
- 二 活動質、快活にして氣力に富み、勇往邁進し、放膽にして小事に拘泥せず、往々粗暴の行爲を敢てし、惡戯喧騒を好むもの、樂觀に傾き易し。
- 三 無關質、前二者と異なり、不感不動の氣質にして感情、智覺、思慮共に乏しく

不注意、遲鈍無情、冷淡等に流れ易し、樂天にもあらず、厭世にも傾かず全く中性なり。

職工の採擇に當りては、叙上三者各々必らずしも其の可否を定むべき絶対の標準と爲す能はず、又た實際には其の中間に位する資質を具ふる者も尠からざれども、注意すべきは一の資質が極度なる者を、職工志願者中より見出すこと稀ならず、是れ一般に職工階級者の子弟が教育程度低く、理性の緩和する所甚だ乏しきが爲めなるべし。多感質は女子に其の強度なるを發見することあり、即ち多くは氣儘氣隨なる者、薄志弱行の者、煩悶し或は忿怒し易き者等にして、其の極は神經衰弱症、『ヒステリー』病となる活動質は男子に於て強度なるを發見する事あり、即ち主として工場内一切の命令指示に違背するを自ら得意とし、又た常に兎角不平を絶たず、其の極は煽動者となり、或は不穩の行爲を敢てして憚らざる者となる。無關質の強度なるは精神極めて薄弱にして、愚昧魯鈍なる者若くは低能に近き者なり。

而して此等極度の性僻を有し、或は殆んど病的に近き者に對しては、精神検査を勵行

せば容易に之を發見し得らるべきも、其の強烈ならざる者は、往々其の厭ふべき資質が巧みに隠蔽せられ採用の後甚だしく不適任なるを發見せらるゝこと稀ならず、多感質、無關質に於て此の事例殊に多し。

次に以上資質の類別に應じ、其の従事せしむべき業務の適否を決定せざるべからず是れ職工の採擇に關し、注意すべき一要件なり即ち概言すれば多感質に對しては、細緻なるも寧ろ變化少き業務に従事せしむべく、活動質に對しては疎放なるも、寧ろ變化多き作業を撰ましむべく、無關質の者には單調なるも一定不動の勞働に充當すべきなり。斯くて職工の採擇が其の體格及資質によりて的確に判定せられ、適材が適所に配置せられたる場合に於ては、常に其の生産力の伸張に多大の效果あるのみならず、職工の異動離散も爲めに著く輕減防止せられ、一般の衛生も亦完全に保持せらるべきなり。

三、職工の採擇と危害の多少

職工採擇の適否が、工場に於ける危害の多少を支配すること、最も深甚なるは管理の

實務に従事せるもの、常に認むる所なり。職工の(一)年齢(二)性別(三)常識(四)體力(五)注意力等が作業上の危害に及ぼす影響は意外に莫大なり。

一年齡 危害の原因として最も必要なる要素なり。幼少者は危害に對し本來の體力知識並注意其の他の缺點は兎角多きを常とするが故に、特に工場法の保護工として、危険なる業務、並に衛生上有害なる作業に従事せしむることを禁止せられたる所以なり。

二性別 多數の實驗は、婦女が成年の男子に比して危害を蒙り易きことを証明せり殊に又婦女は時季に因り、生理的に或は病理的に身體又は精神の異常を生じ易く、而して此等の場合は、設令急變の事故に際會するも、彼等自身の知覺を平常と同一なる強さに働かしむること能はざるが故に、不慮の危害を蒙ること稀ならず、故に婦女に對しても幼少者に準じ、特に工場法の保護工として、危険なる業務殊に衛生上有害なる作業に、従事せしむることを禁せられたる所以なり。

三常識 業務に關する無智、危険に對する無識、其の他言語動作等に就ての無頓着等は、何れも常識の缺乏を意味するものなり。即ち業務に充分熟せざる者、使用する器具機械等の危険を十分に了解せざる者、不意の變災の襲來を直覺し得ざる者をして、熟練を要し若くは危険の伴はるべき作業に従事せしむるが如きは、何れも危害の原因たるべきなり。又往々負傷者の多分が、口頭の指示を了解せず、或は警告の標示を會得し得ざるが爲めに生ずることあり。是れ職工の常識を必要とし、職工採擇の要件として教育程度の重視せざるべからざる所因にして、又常識の涵養は職工の採用前の履修を以て必ずしも満足すべきにあらず、其の發達の總べての期間を通じて、繼續して育成せらるゝを要すべし、是れ工場内に於ける、補習教育の施設が特に肝要とせらるゝ所以なり。

四體力 體力の纖弱又は不健なるは、危害の主なる原因たることは茲に説述する迄もなく明かなる事實なり。體力の强健なるが爲めに怖るべき不慮の變災を防止し、或は危害を免れ得たる事例甚だ少からず。

る普通の視力又は聽力を有する職工ならしめば容易に避け得らるべき障害も、眼視の薄弱なる爲め或は耳聽の不徹底なるが爲めに、憐むべき犠牲たらしむることあり。兎も角職工の不良なる健康作業に對する體力の所適應等に基く危害は、之を正確に計算すること困難なるが爲め、統計上明かに其の指數を示せるもの稀なれども、多量の工場が此等を原因として受くる損害の意外に多大なることは蓋し疑を容れざるなり。

五注意力 危害の防衛に最も肝要なるは人的要素にして、不注意、粗忽、誤謬、放膽不規律等は何れも注意力の缺陷を意味するものなり。而して工場に於ける危害の主なる原因が職工の不注意に基くもの常に多きは明かなる事實なれども、此等の不注意が長時間労働、高温多濕、或は騒響、振動作業の單調等によりて惹起さるゝことも、亦否定するを得ざる事實なり隨つて粗忽、放膽若くは不規律を常習とする職工に對する、危害防衛の手段は容易ならざるを常とす、蓋し此等の多分は自然の性僻に基き、漸次之れが増張せられて危害の原因たるものゝ如し。

要するに工場の危害を完全に防衛せんと欲せば危害防備の精緻を要するは勿論なるも先づ職工採擇を綿密にし、危害に對する抵抗力薄弱なる素質を有する者は、之を採用せざるか、然らざれば其の作業の配置を體力並資質に適應ならしむるより捷徑なるはあらざるなり。

五、從業者の採擇

東京地方專賣局 金子 章 一 郎

(大阪府工務課主催能率増進講習會に於ける講演の一部)

一、從業者採擇方法

お話を戻しまして、然らば、如何なる方法によつて從業者の採擇を行ふかといふことに就て申し上げます。私は之れを左の三つに區分するのが適當だと存じます。

一、望 診

二、身體検査

三、精神検査

以下順次是等の方法に就て説明することに致します。

(一)、望 診

望診と申しますのは志願者の體格、形態、風采、態度及言語等の外的特徴によりまして、その人の性質若くは能力に判知するものであります。總ての物はその容積、色、形密度及組立て等に分解して見ますと、そのもの、性質及機能を知ることが出來、隨つてその用途をも窺ひ知ることが出來ます。この考へを人にまで及ぼし性質や能力を判定しやうとするのは多少無理がないでもありません。と言ふのは人は物と違つて外に心の作用があるからであります。然し實際人の多くの作爲は之れを心意の作用とのみ考へられず、さればとて身體の作用とのみ思はれません。心意にしても、身體にしても永年に亘り相互的に遺傳と環境とによつて培はれ今日に及んだものでありますから、その間に自ら密接不離な關係のあるものであります。故に是等の微妙な協同の現はれてある人の性質や能力を考へますには、その心意の状態、身體の模様及この兩者の種々な協同の現はれから推察せねばなりません。こゝに望診と申しますのは、身體の模様及心身兩者の協同からなる各種の現はれの中、外部から窺ひ知ることの出來るものを資料として、人の

性質及能力を判知せんとするものであります。

望診に就きましては米國にブラックホード人物鑑別法といふものがあります。之れは皆様も既に御承知のことゝ考へますが、こゝに其大要を御話する事に致します。之れに基本となる九つの觀察要件があります。

- 1、肌が細かいか荒いか、
- 2、身體が小柄か大柄か、
- 3、皮膚の色が白いか黒いか、
- 4、頭や顔の形が如何なる形狀を爲してゐるか、
- 5、骨組ががつしりしてゐるかすらりとしてゐるか、
- 6、肉付きは中肥りか太ど肥りか、又軟かいか硬いか、
- 7、身體の釣り合ひはどうか即ち頭と胴、胴と手足の權衡、
- 8、表情、如何なる表情を以つてゐるか、
- 9、これ迄の經歷及學力程度、

等であります、方法は先づ極めて圓滿な態度で志願者に接し、一枚のカードを與へ之れにその身分に關した事柄即ち原籍地、現住所、氏名、生年月日、出生地身長、體重、既未婚の別、扶養すべき家族の數、宗教、宗派、學力の程度、徵兵關係、前職業並に就職せし土地、雇主及上司の氏名等を細かに記入させます。之れが了ると更に一枚のカードを與へ、そに自身の性行氣質等即ち注意深いか不注意か、記憶がよいか悪いか、愛想がよいか悪いか、從順か不從順か、几帳面かふしだらか、命令をよく守るか守らぬか、緻密か粗放か、快活か陰氣か、勤勉か怠惰か、忍耐強いか短氣か等を記入させます。然しこの表へ記入するまでもなくこの間檢者は志願者の一舉手一投足に付き、最も詳細且鋭利な觀察を爲します。例へば其歩み方に就ても出足の速い確乎した者は油斷がなく且決斷性に富み、出足の急速な而して幾分こせつく者は誇大自尊の心があり、出足の緩かな落付いた而して確乎した者は智的のものでありますなど、其他禮の仕方、衣服の好み及その著け方、頭髮の模様、文字の書體配置、大小、運筆及墨紙の取扱方、或は目付き言語、素振り等によつて夫々其者の氣質趣味等を觀察するのであります、以上は動作、

態度、表情等を判定の資料としたものであります、更らに志願者の容貌及身體の各部を精細に觀察して同じく性格の判定の資料と致します。

眼肌及爪の色は人の健康を表示するもので、眼の色がはつきりとして輝きを帯び、頬及び爪の色が紅味を帯んでゐるものは、血液循環の完全なもので健康者であります。鼻高く鼻孔の大きなそして胸部の廣い人は空氣を多量に吸収し得るので、疲勞の影響を受けることが割合に尠なく、口腔及び腹部の發達した人は消化が盛んで何れも健康の表現であり、随つて可なり激しい作業にも從業することの出来るものであります。頭髮の美しい肌の細かな身體のすらりとした手足の優しい者は、概して氣立てまで優しく美しいものや趣味のあるものを愛好するものでありますから斯やうな方面の作業に適して居ります。頭髮粗く肌の荒い身體の岩丈な者は奮闘的の生活を營み得るものであります。小柄な體重の軽い人は手輕なそして輕快敏活な作業に適し、大柄な體量の重い人は敏活な動作を缺きますが、高所の作業若くは力を要する作業に適して居ります。

色に就ては之れを二様に分け黒色種及白色種としてゐます、之れは必らずしも白色人

種黒色人種の意味でなく同一人種の中に就て區別するのであります。黒奴のやうな眞黒の者を零點、白人のやうな白い者を百點とし、零點から五十點までを黒色種五十一點から百點までを白色種と致します。白色種の人は概して潑瀾として間斷なき變化を嗜好するもので常に進取的の氣分が横溢して居ります。黒色種の人は沈着な思索的保守的の氣分を持つものであります。故に之を生産事業關係者に就いて言へば事業計畫者、商取引關係者等には白色の者が適任で、工場方面の管理技術等には黒色種の者が適任だとされてゐる様であります。次に頭殊に顔の形態であります、之を凸出形凹状形の二つに別けて居ります。凸出形とは俗にいふ中高顔で、凹状形とは中低顔であります、凸出形の人は概して活動的で中低顔の人は思慮的であります。一般に急速な決斷と敏活な動作を必要とする作業には前者が適し、忍耐熟慮、持久を必要とする作業には後者が適任であります。

以上はブラツクフォード人物鑑別法の大要であります、猶感情活動の一種である人の氣質の如何によつて性質及能力を鑑別する方法があります。この方法は從來教育の

氣 質 表

粘液質	神經質又憂鬱質	膽液質	多血質	特 徵		概 評
				質體	色膚	
弱	弱	強	強	質體	外的特徵	正面親昵、同情、從順、快活 反面滑稽、輕薄、放姿、虛飾、雷同 紅顏秀眸、ニシテ衆人ニ愛セラル、風姿アル(仁的人物)
黒青	白蒼	強黒	強紅肥	色膚	内的特徵	
中軟	瘠堅	中堅	肥軟	筋肉		
聲ナ低	聲高	正ナ	多辯	語言	知 情 意	
明瞭	ニシテ沈	調元	明瞭	動作		
氣乏	着方	元氣	捷活	知	世 觀	
シテ元	ナリ	利且深	考ニ不得	意		
シテ元	怒リ易	シトク	滿泣	情	概 評	
シテ元	過敏	トク	能ク笑	意		
シテ元	シテ元	シテ元	シテ元	世 觀	概 評	
シテ元	シテ元	シテ元	シテ元	世 觀		